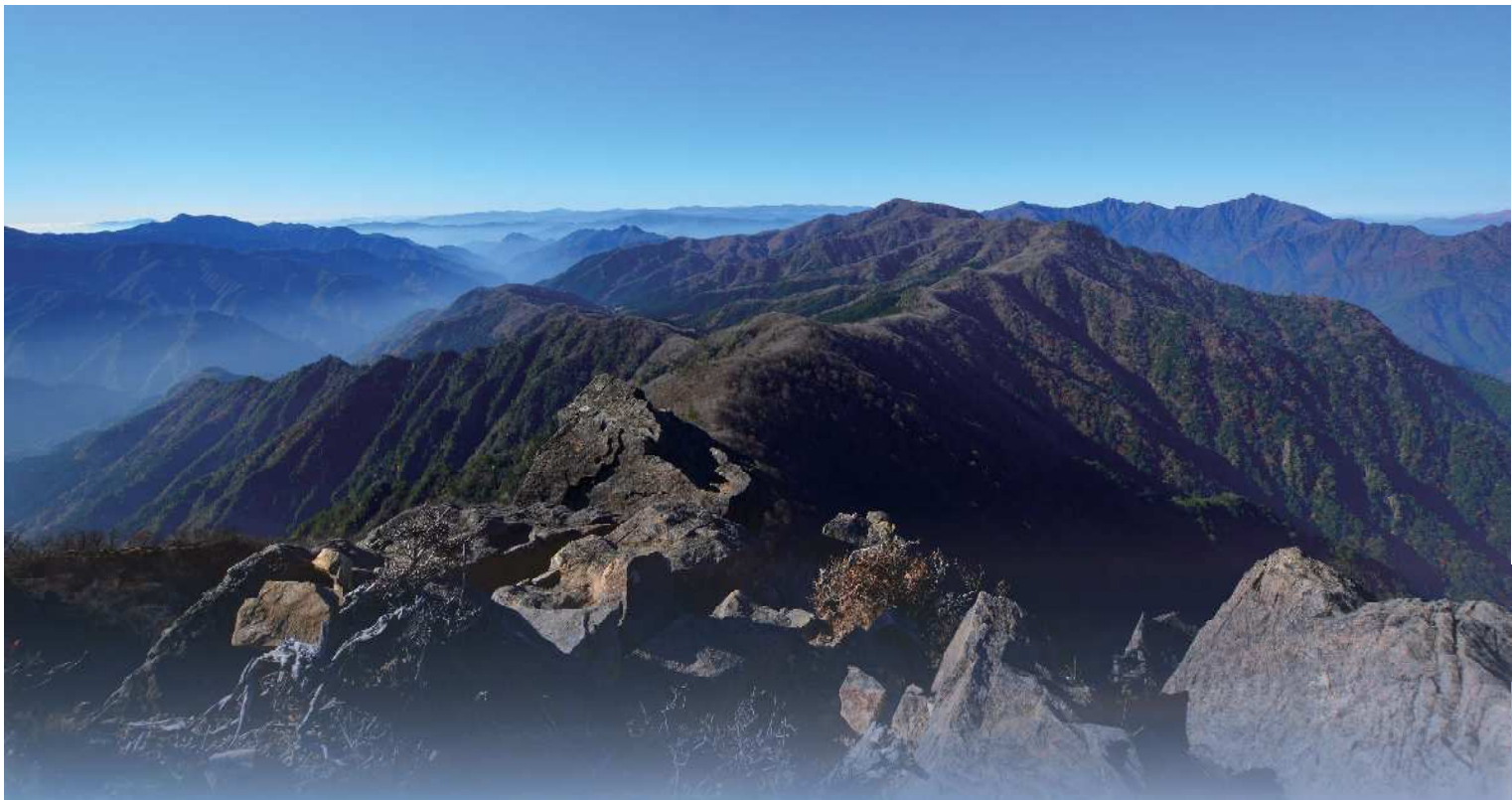




佐伯市緑の基本計画

山と川と海の恵みを生かし、みんなで育てる、緑豊かな佐伯



令和2年3月 佐伯市

「佐伯市緑の基本計画」の策定にあたって



九州一広大な面積を持つ佐伯市は、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に代表される山々や多くの支流を有する清流「番匠川」、約 270kmに及ぶリアス海岸が続く雄大な海など、美しく豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然は、長い年月の中で人の暮らしを支え、人の手によって守り育まれてきました。

「緑」は、私たちの生活に潤いや癒しを与え、生態系の保全や防災機能の向上などに効果を発揮します。身近な緑である公園や街路樹などは、人々の生活を豊かにし、コミュニティの場ともなります。このような豊かな生活環境を創出するためには、単に緑の量を増やすのではなく、質を高める施策が求められています。

本市では、このような状況に対応するため、「佐伯市緑の基本計画」を策定いたしました。本市の豊かな自然環境を基本的な骨格として守り、市街地を取り囲む城山や濃霞山については、これから市民の憩いの場所として、利用向上に向けて整備を進めていきます。また、藤河内溪谷や鶴御崎など地域を代表する自然景観については、その環境を整え、魅力向上を図ります。さらに、これらの取組を実現するためには、人が関わるのが重要であり、緑を大切に思う心を育てるまちづくりを進め、緑豊かな佐伯を目指します。

最後に、佐伯市景観計画・緑の基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を頂いた市民の皆様方に心から厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

佐伯市長 田中利明



目次

1	佐伯市緑の基本計画について	
1-1.	計画策定の背景・目的	1
1-2.	緑とは	2
1-3.	計画の対象範囲	4
1-4.	目標年次	4
2	佐伯市の緑地等の現況把握	
2-1.	社会的条件	5
2-2.	緑の現況	12
2-3.	公園の現況	24
2-4.	生物多様性に関する現況	27
3	課題整理	
3-1.	緑の現状と課題の整理	29
4	緑の将来像と計画の目標	
4-1.	計画の理念	31
4-2.	佐伯市の緑の将来像	32
4-3.	基本方針と施策	35
4-4.	生物多様性への配慮に関する方針	51
4-5.	計画の目標の設定	52
5	重点プロジェクト	
5-1.	緑化重点地区	54
5-2.	都市公園整備プログラム	61
5-3.	都市計画区域の緑の方針図	66
	資料編	
	資料1：その他公園リスト	67
	資料2：佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会設置要綱及び委員名簿	69
	資料3：佐伯市緑の基本計画策定までの流れ	71

第 1 章 佐伯市緑の基本計画について

1-1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

近年、自然環境の変化に起因する災害や異常気象が発生し、地球温暖化対策や生物多様性の保全に向けた地球規模での取組が求められています。本市においても、都市環境や生態系の保全、良好な景観の形成、歴史的文化的風土の醸成、豊かで潤いのある生活環境の創出、都市の防災機能の向上が求められる中で、緑の役割や重要性は日々高まっています。

本市には、「さいきの殿さま浦でもつ 浦の恵みは山でもつ」との言い伝えがあり、佐伯藩の初代藩主毛利高政が、佐伯の城下町を支える浦の恵みを育むために、豊かな山や里を守り、自然との関係を大切にしながら、豊かな環境を保全・創出していたことが分かります。しかし、豊かな環境は維持されているものの、市街化の進展や、開発行為による山林の伐採、農地や林地の減少などにより、緑は質・量ともに低下していく傾向にあります。



▲元越山から見たリアス海岸



▲城山から見た市街地



▲傾山から見た尾根線

(2) 目的

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、目標とその実現のための施策等を内容とする緑に関する総合的な計画です。背景に示した課題を解決するためには、多様な緑を個別に考えるのではなく、総合的に考え、一定の目標の下に、様々な施策や取組を体系的に位置付け、計画的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。また、本市の貴重な財産である緑を守り育て、次世代につなげていくことが求められています。

以上を踏まえ、佐伯市緑の基本計画は、「緑の保全による環境対策や景観形成を実現する」「緑の創出による防災や憩いの場としての機能整備を図る」「緑の活用による地域活性化を図る」ことを目的に策定します。

1-2. 緑とは

(1) 本計画における緑の定義

本計画でいう『緑』とは、樹木や草花といった植物だけでなく、それらを含む周辺の土地や空間も含みます。また、山林・河川・海岸などの自然環境だけでなく、農地・公園・街路樹などの人工的な緑も含みます。さらに、民有地の庭や花壇等の身近にある緑についても『緑』として定義します。



▲民有地の花壇



▲「歴史と文学のみち」の街路樹

(2) 緑の機能

緑には、期待される多くの機能があり、分類すると「環境保全機能」、「景観形成機能」、「防災機能」、「レクリエーション機能」の4つが挙げられます。これらの4つの視点で本市における緑を考えていきます。

▼緑の主な機能

機 能	内 容
環境保全機能	樹木等の植物は、 CO_2 の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和等の機能を有しています。また、樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生息地として生態系を構成し、郊外から清涼な風を市街地に送り込む風の道を形成するなど、緑の機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。
景観形成機能	緑は、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子ども達の感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。 緑は、本市固有の歴史・文化と密接に関わっており、緑を適切に生かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。
防災機能	緑は、災害の発生時において、人々の避難所や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、広域防災拠点等として、多様な機能を持つことから、緑を適切に確保することにより、まちの安全性・防災性を高めることができます。 また、緑には水源かん養機能といった水を蓄え、災害を防止するといった機能もあり、減災にも寄与することができます。
レクリエーション機能	価値観の多様化、交通体系の発展等により、レクリエーション活動は多様化、高度化、広域化しています。また、都市化の進展、少子高齢化等に伴い自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど、ニーズは変化しています。緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会やニーズの変化に対応した緑豊かで質の高いレクリエーション空間を確保することができます。

(3) 緑地の分類

緑の中には、社会的、制度的に一定の保全、担保がなされているものがあり、これらの緑を緑地と呼びます。本計画で対象とする緑地は以下のとおりです。

▼緑地の分類

分 類			名 称
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの
		都市公園以外で 公園緑地に準じ る機能を持つ 施設	都市公園を除く公共空地 自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路 地方自治法設置又は市条例設置の公園 公共団体が設置している市民農園 公開している教育施設（国公立） 河川緑地 港湾緑地 農業公園 児童遊園 公共団体が設置している運動場やグラウンド 等
			学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植樹帯 その他の公共公益施設における植栽地 等
		民間施設緑地	市民緑地 公開空地 公開している教育施設（私立） 市と協定等を結び開放している企業グラウンド 寺社境内地 民間の屋上緑化空間 民間の動植物園 等
	地域制緑地	法による地域	風致地区（都市計画法） 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全体法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 景観重要樹木（景観法） 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法） 等
		協定によるもの	景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
		条例等によるもの	条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、 協定による工場植栽地 等

1-3. 計画の対象範囲

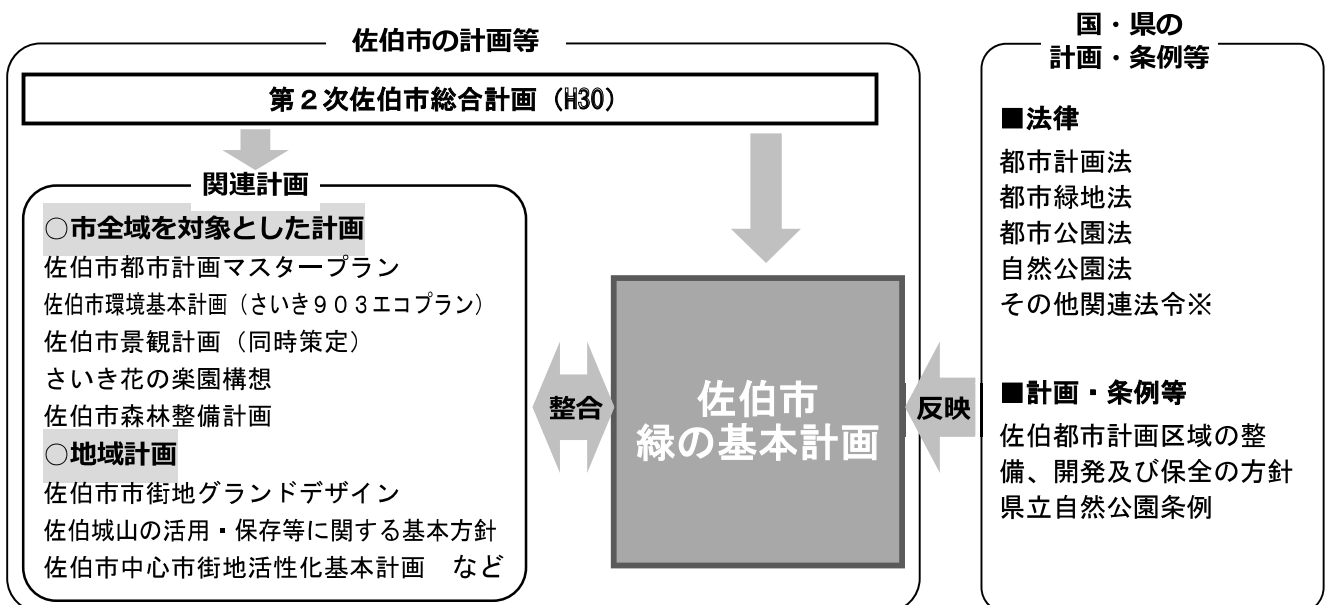
(1) 計画の対象範囲

緑の基本計画の対象範囲は、都市緑地法第4条第1項に規定されているように、都市計画区域内を基本としています。しかし、都市計画区域外に広がる山林や河川、農地など本市の骨格を形成する大切な緑は生物多様性の向上や水源かん養など様々な機能を持ち、本市特有の景観を創出しています。そのため、市全体として一体的に考えなければなりません。

そこで、市全体を全体構想の対象範囲として緑のまちづくりの方向性を示し、都市計画区域を主な施策の対象範囲として具体的な緑の保全・創出の方策について示します。

(2) 位置づけ

本計画は、「佐伯市総合計画」を上位計画とするとともに「佐伯市都市計画マスタープラン」や同時に策定を行う「佐伯市景観計画」（以下、「景観計画」）と十分な整合を図ります。また、「佐伯市環境基本計画（さいき903エコプラン）」や「佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針」などの関連計画とも整合を図ります。



※その他の関連法令とは建築基準法、景観法、屋外広告物法、文化財保護法、農地法、森林法などの法律

1-4. 目標年次

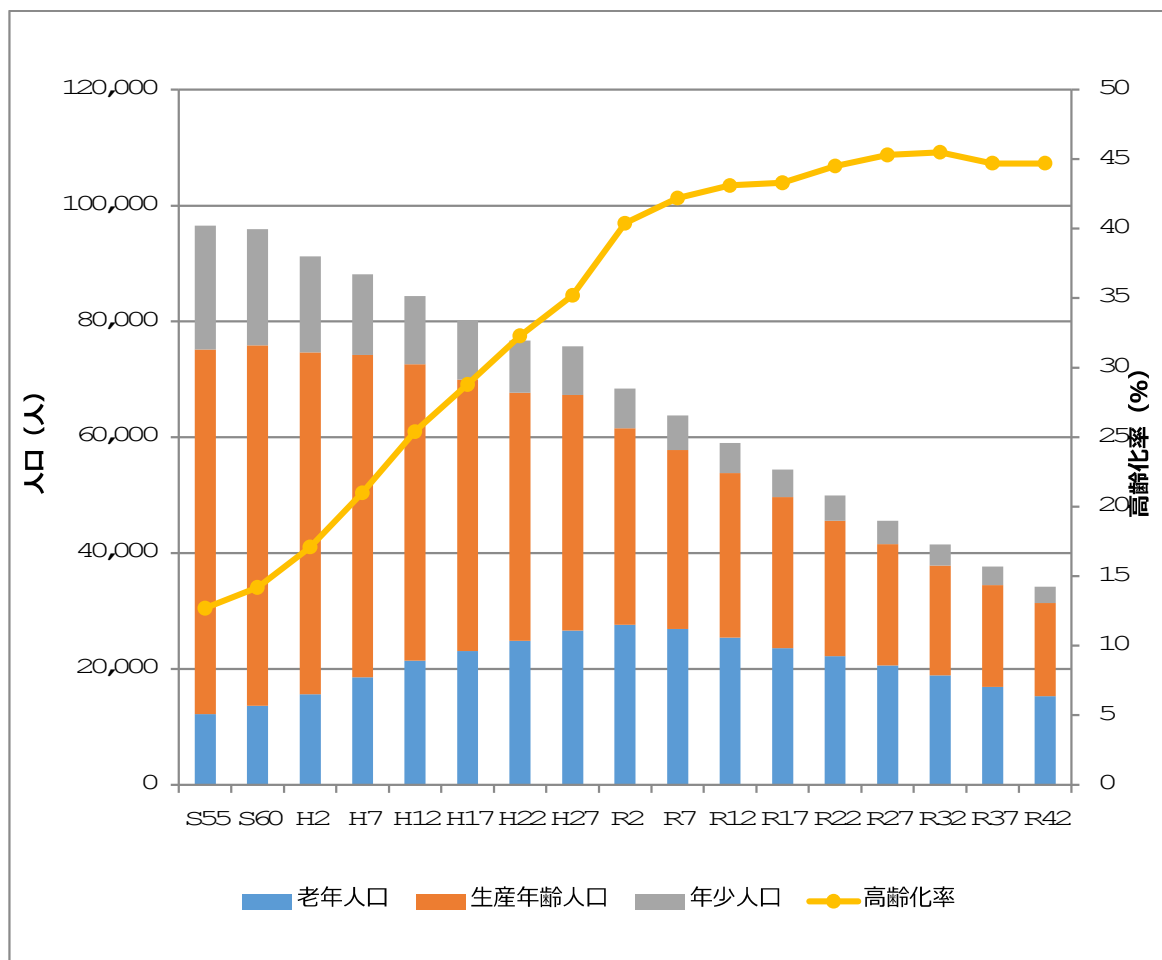
目標年次の設定は、都市計画マスタープランとの整合を図ることとします。そこで、都市計画マスタープランの目標年次は令和12年（2030年）となっていることから、緑の基本計画の目標年次も令和12年（2030年）とします。

第2章 佐伯市の緑地等の現況把握

2-1. 社会的条件

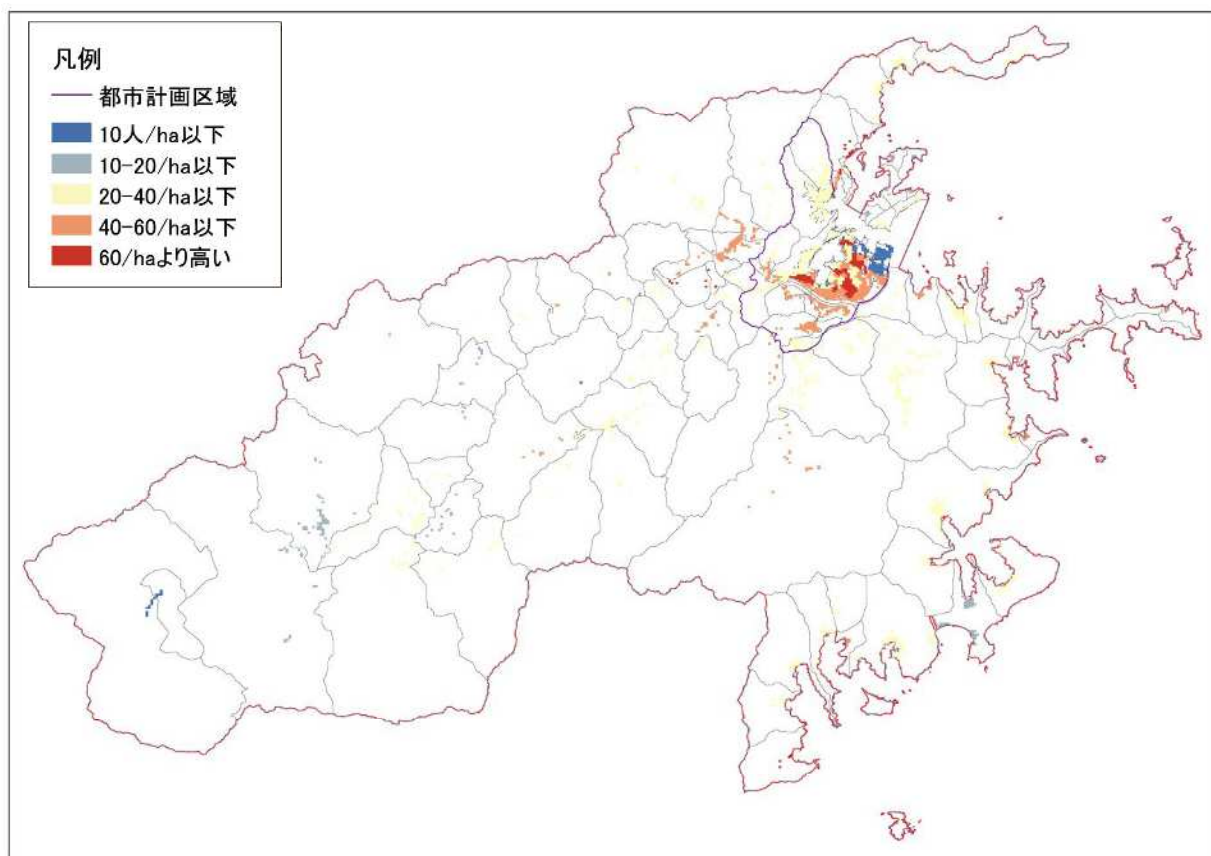
(1) 人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を見ると、平成27年に約7.5万人だった人口は、令和42年には約3.4万人となり約半分となることが予想されています。高齢化率を見ると、令和2年に40%を超えることとなります。年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化の進行が著しい傾向にあります。地域別に見ても、各旧市町村地域の過疎化の進行が伺えます。

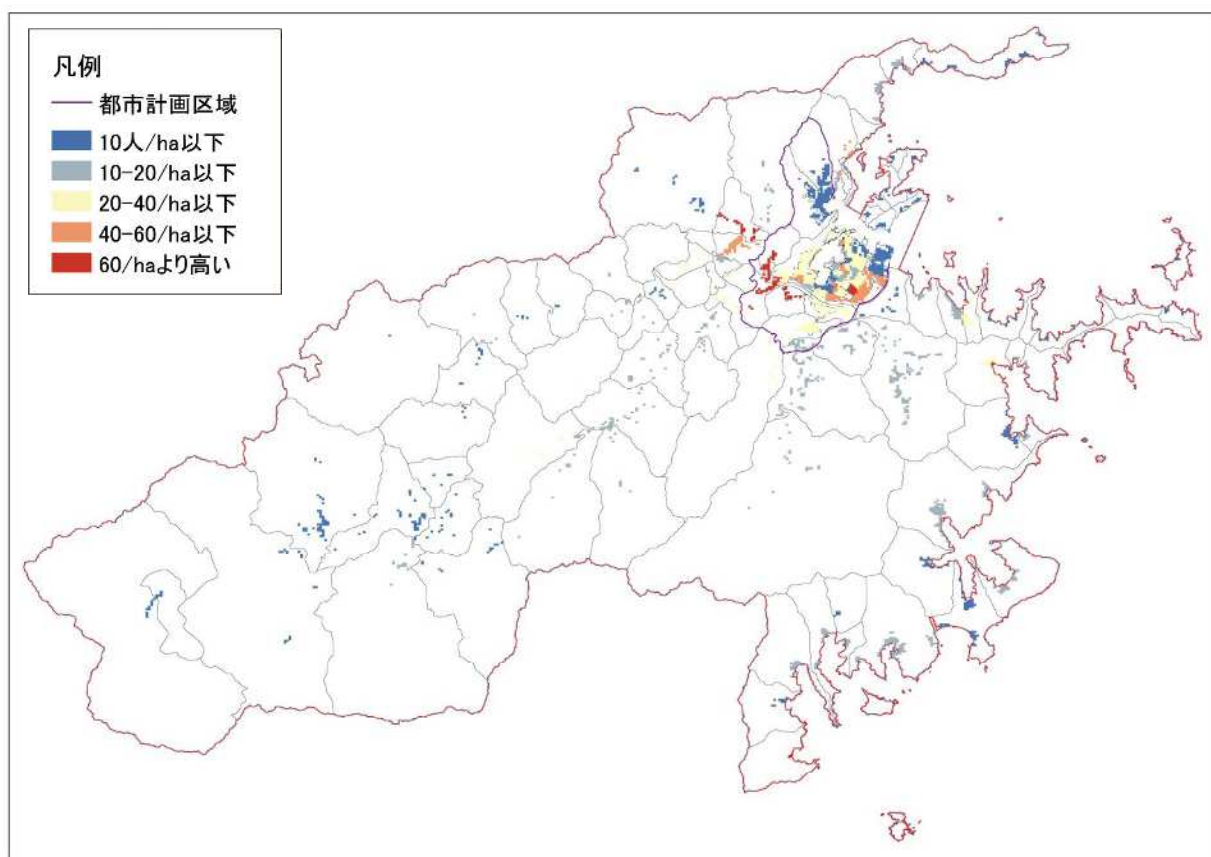


出典：国立社会保障・人口問題研究所

※R32年以降は、R27年までのデータをもとに市が独自推計



▲100mメッシュ人口推計（H22）



▲100mメッシュ人口推計（R22）

(2) 地形

地勢は、市域の大半を占める山林地域、東部の海岸地域、北東部の平野が広がる市街地地域に大別されます。東部の佐伯湾、南東部の日向灘沿いには風光明媚なリアス海岸が広がり、日豊海岸国定公園や豊後水道県立自然公園に指定されています。海岸線の延長は約 270km に及びます。一方、西部は、標高 1,400m 超の山々が分布し、山岳や溪谷が連なり、景観に恵まれた地形となっています。

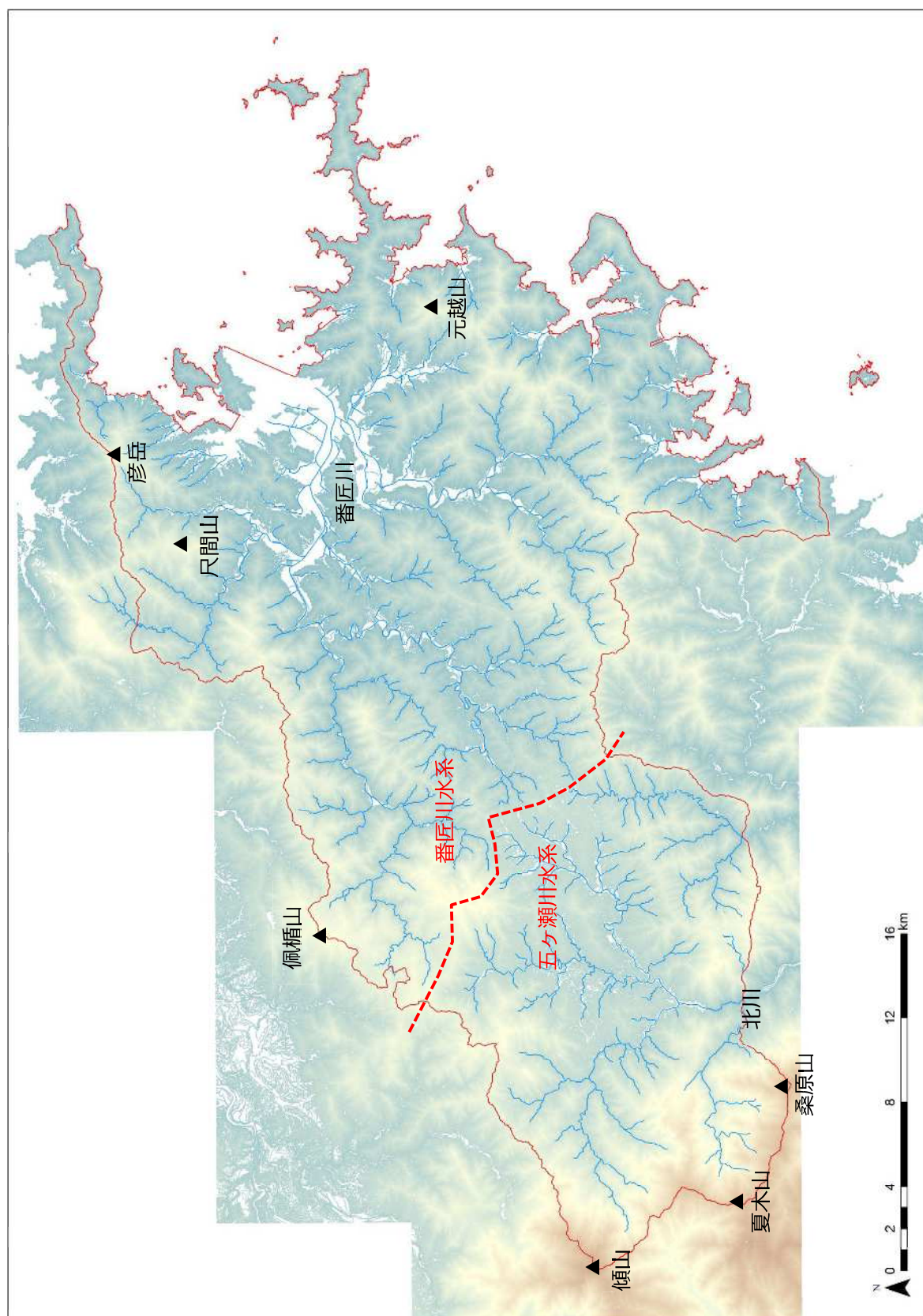
市内のほとんどの河川は、五ヶ瀬川水系、番匠川水系に属しています。

▼主な山岳（標高 1,000m以上の著名なもの）

名称	呼び名	位置	標高 (m)
傾山	かたむきやま	佐伯市宇目、豊後大野市	1,605
桑原山	くわばるやま	佐伯市宇目、宮崎県北川町	1,408
木山内岳	きやまうちだけ	佐伯市宇目、宮崎県北川町	1,401
夏木山	なつきやま	佐伯市宇目、宮崎県日之影町	1,386
新百姓山	しんひゃくしょうさん	佐伯市宇目、宮崎県日之影町	1,272
黒門山	くろもんやま	佐伯市宇目	1,037
七年山	しちねんやま	佐伯市宇目	1,032

▼主な河川（河川延長 10,000m以上）

水系	河川名	級	起点	終点	県内流路延長（m）
五ヶ瀬川	北 川	1級	佐伯市宇目	宮崎県境	19,723
	鑑 川				12,600
	中岳川			佐伯市宇目	11,500
	市園川				13,191
番匠川	番匠川	1級	佐伯市本匠	佐伯市	37,857
	堅田川		佐伯市		26,983
	大越川				15,164
	井崎川		佐伯市弥生	佐伯市弥生	19,055
	床木川				13,637
	久留須川		佐伯市直川	佐伯市本匠	22,583



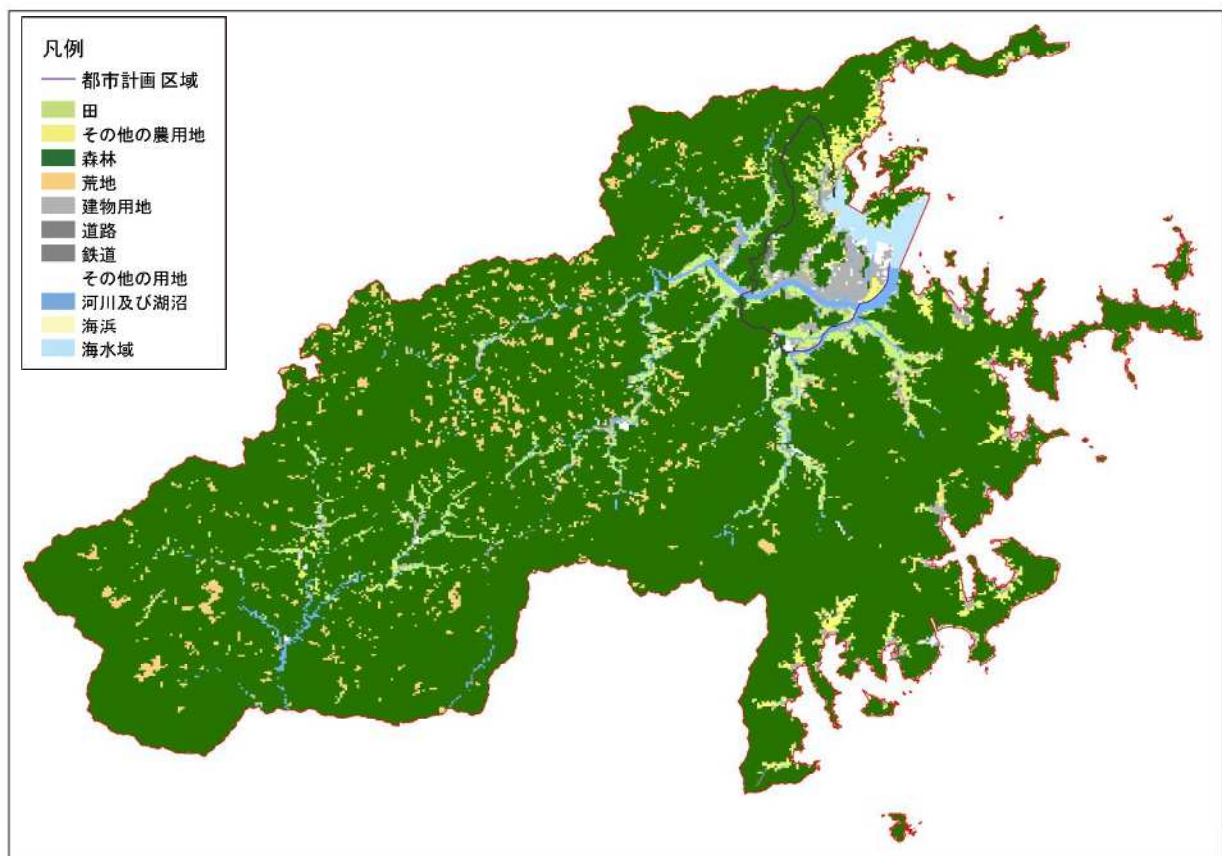
(3) 土地利用の推移

市全体の地目別面積の推移を見ると、耕地は減少傾向にあり、宅地は増加傾向にあります。一方山林・原野等の面積は年によってばらつきはあるものの、概ね 7.7万 ha で推移しています。農地の推移を見ると、総面積は、近年、減少傾向にあります。特に、畑については減少が著しい状況です。農地は、河川沿いの集落周りに分布しています。

▼地目別面積の推移（単位：ha）

年度	農地			林野			宅地
	※樹園地含	田	畑	山林	竹林	原野	
S6C	2,593	1,570	351	77,074	193	283	961
H2	2,322	1,467	314	78,014	193	312	1,180
H7	2,680	1,633	233	78,201	193	337	1,245
H12	2,458	1,563	161	78,207	197	390	1,196
H17	2,290	1,528	787	76,263	222	1,121	1,202
H22	2,120	1,470	643	77,974	216	761	1,287
H27	2,030	1,460	573	76,843	207	1,522	1,333

出典：大分県統計年鑑



▲土地利用状況図（H26年）

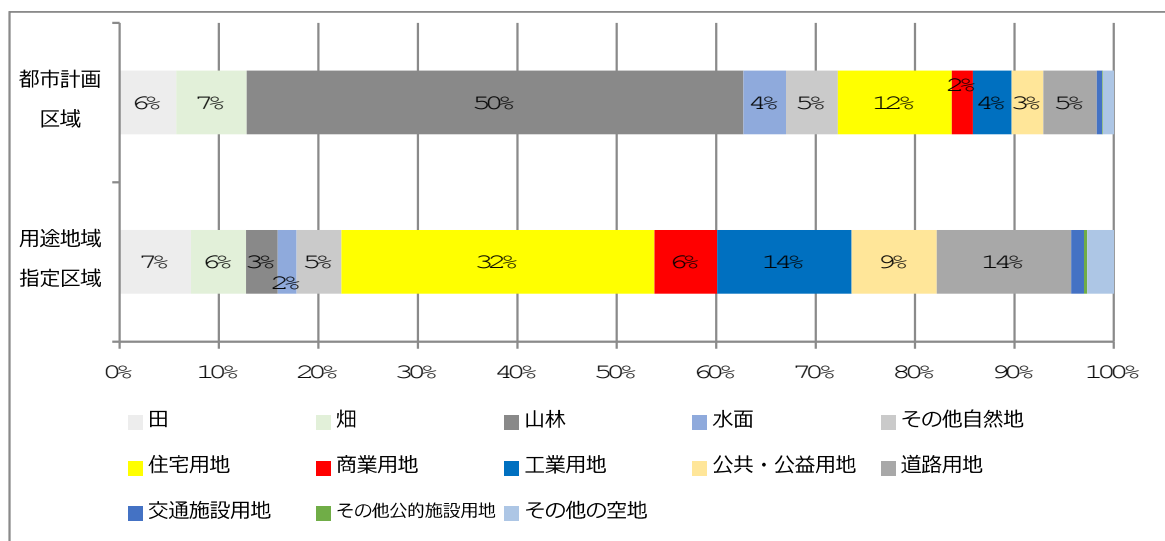
出典：国土数値情報

都市計画区域内の土地利用を見ると、農地や山林などの自然的土地利用は、72.2%であり、都市計画区域の大部分を占めています。

用途地域指定区域の土地利用を見ると、住宅用地が最も高く 31.5%、次いで工業用地が 13.5% となっており、区域の 77.7%を都市的土地利用が占めています。

▼都市計画区域の土地利用現況（H27 年）

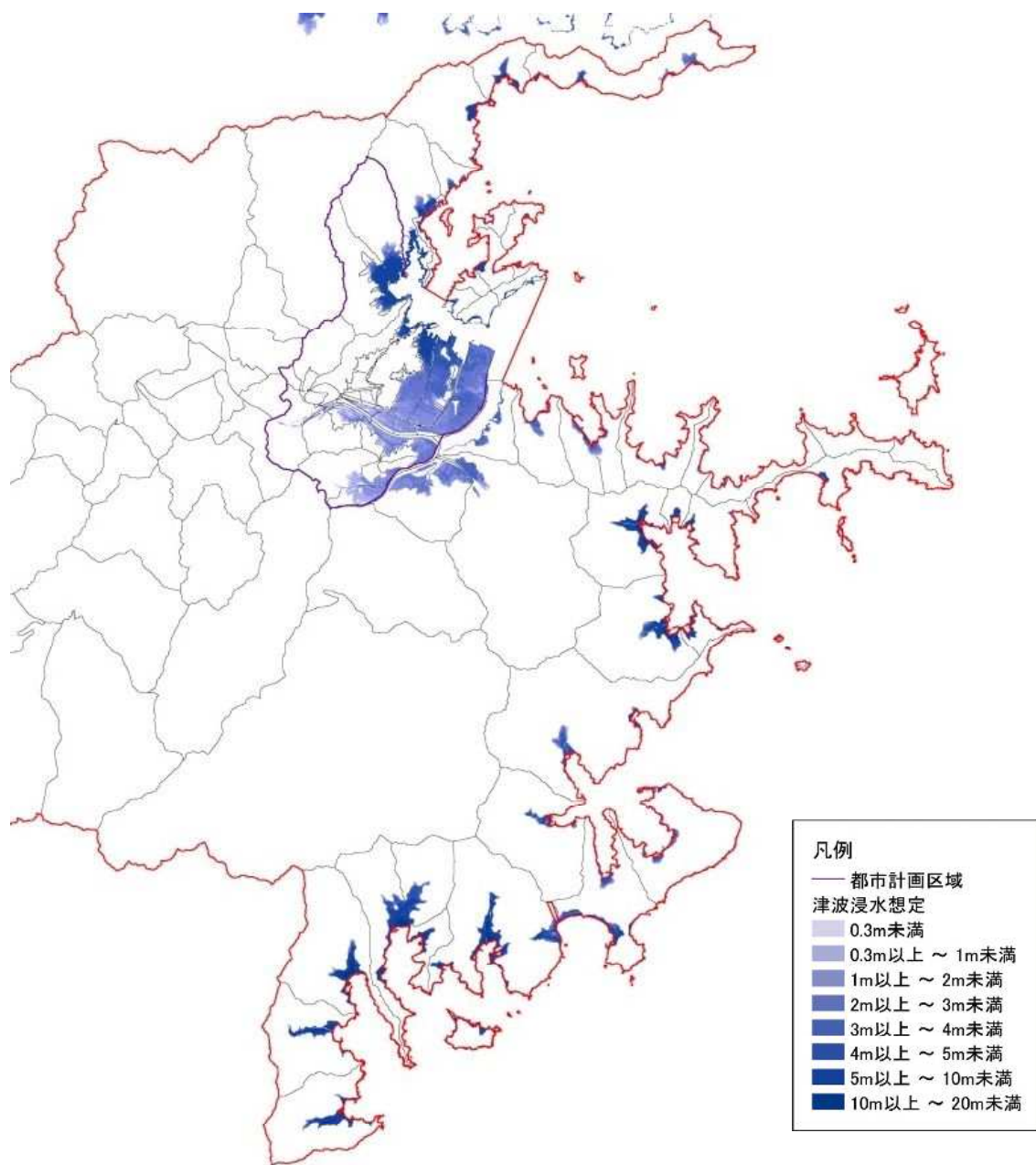
区分			都市計画区域			
			単位：ha		用途地域指定区域	
自然的土地利用	農地	田	232.9	5.7%	83.6	7.2%
		畑	292.7	7.1%	63.9	5.5%
		小計	525.6	12.8%	147.5	12.8%
	山林		2,062.0	50.0%	36.4	3.2%
	水面		175.4	4.3%	22.3	1.9%
	その他自然地		212.9	5.2%	51.5	4.5%
	小計		2,975.9	72.2%	257.7	22.3%
都市的土地利用	宅地	住宅用地	472.8	11.5%	364.3	31.5%
		商業用地	84.7	2.1%	72.3	6.3%
		工業用地	159.5	3.9%	155.6	13.5%
		小計	717.0	17.4%	592.2	51.3%
	公共・公益用地		132.6	3.2%	99.2	8.6%
	道路用地		223.0	5.4%	156.2	13.5%
	交通施設用地		20.8	0.5%	14.7	1.3%
	その他公的施設用地		3.9	0.1%	3.9	0.3%
	その他の空地		46.8	1.1%	31.1	2.7%
	小計		1,144.1	27.8%	897.3	77.7%
合計			4,120.0		1,155.0	



出典：都市計画基礎調査

(4) 津波浸水被害

津波浸水被害の想定図を見ると、都市計画区域内でも沿岸部が浸水想定が5m以上10m以下となっています。また、特に蒲江や米水津など、海沿いの集落地では、高い浸水想定となっています。



▲津波浸水被害想定図

出典：国土数値情報

2-2. 緑の現況

(1) 森林の状況

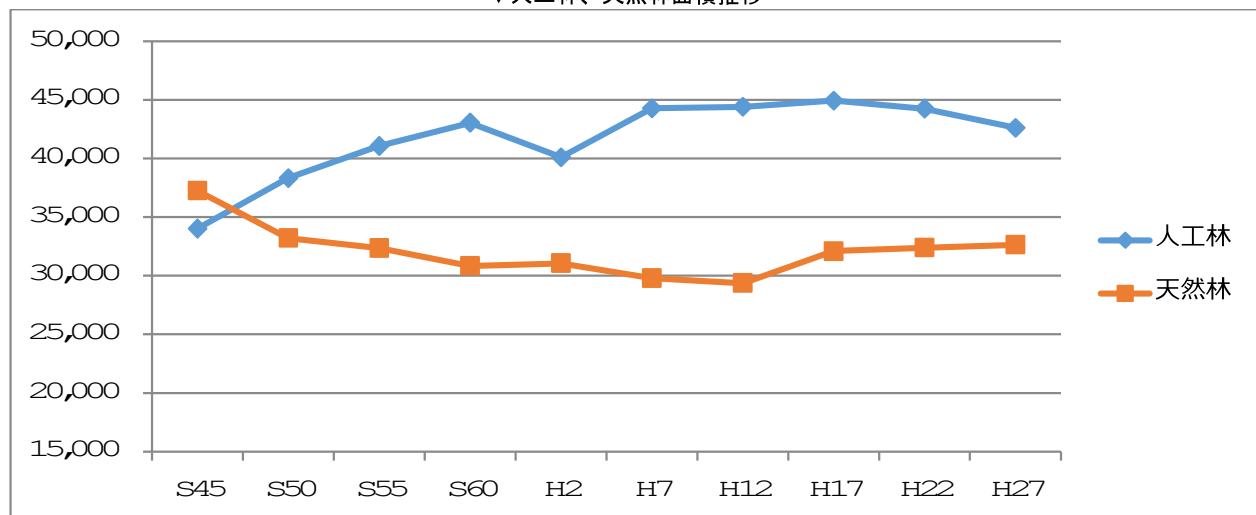
森林の推移を見ると、林野の総面積は増減があるものの、約 7.8 万 ha を推移しています。

人工林と天然林の推移を見ると、昭和 50 年以前は天然林の方が多かった状況でしたが、昭和 50 年以降逆転し、人工林の方が多く分布しています。

▼林野面積の推移（単位：ha）

年度	林野 総面積	林木の生産を目的とする林地								その 他
		総面積	針葉樹林			広葉樹林			竹林	
			計	人工林	天然林	計	人工林	天然林		
S45	76,891	74,723	35,547	33,625	1,922	35,717	399	35,318	273	1,895
S50	77,509	74,005	39,344	37,812	1,532	32,184	511	31,673	194	3,310
S55	77,644	76,708	41,542	40,415	1,127	31,871	651	31,220	186	750
S60	77,705	76,813	42,962	42,106	856	30,896	927	29,969	193	699
H2	77,730	76,424	42,996	39,139	858	31,163	963	30,200	193	1,113
H7	78,049	76,983	43,529	42,742	788	30,532	1,535	28,997	191	875
H12	78,097	76,280	43,535	42,818	717	30,222	1,578	28,645	197	1,621
H17	78,844	77,148	44,392	43,111	1,281	32,629	1,826	30,804	223	1,473
H22	78,782	76,798	43,526	42,160	1,366	33,109	2,081	31,028	216	1,768
H27	78,578	75,246	41,750	40,276	1,475	33,474	2,327	31,147	207	3,125

▼人工林、天然林面積推移

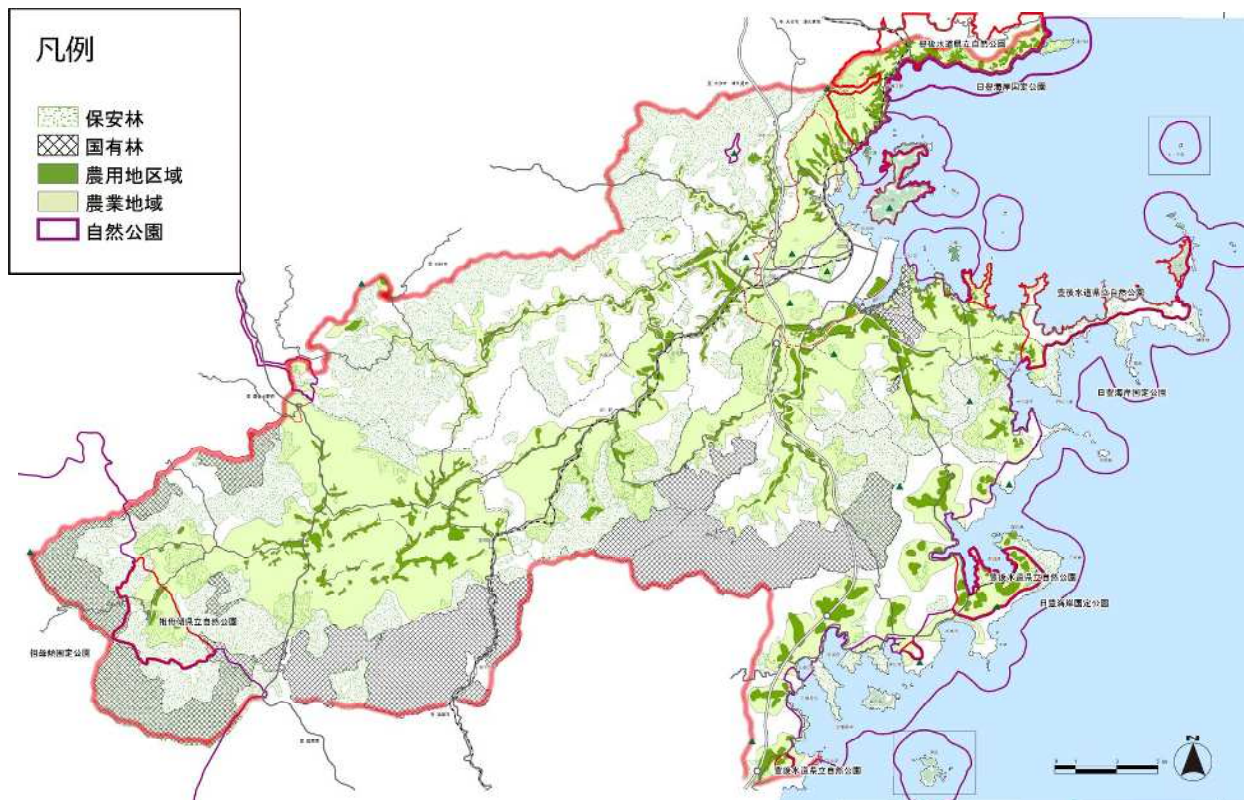


出典：大分県統計年鑑

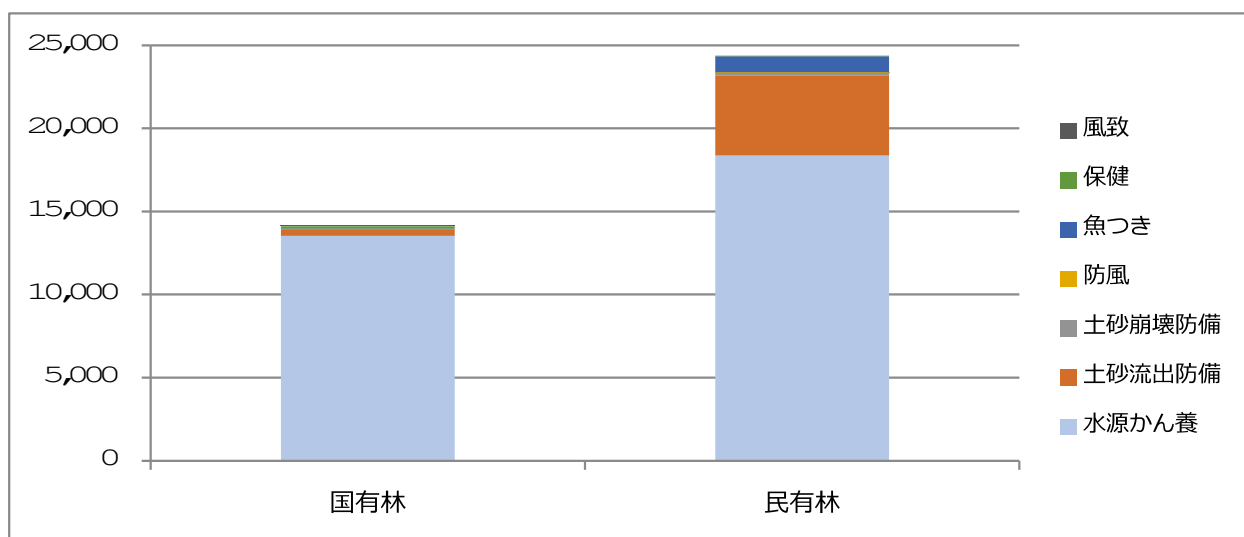
(2) 法適用状況

可住地が広がる道路を中心として、農業地域、農用地区域に指定された場所が広がっています。

保安林の面積は、国有林が約 1.4 万 ha 民有林が約 2.4 万 ha となっており、市の全域にわたって指定されています。保安林の種類を見ると、一番広く占めているのは、水源かん養保安林です。



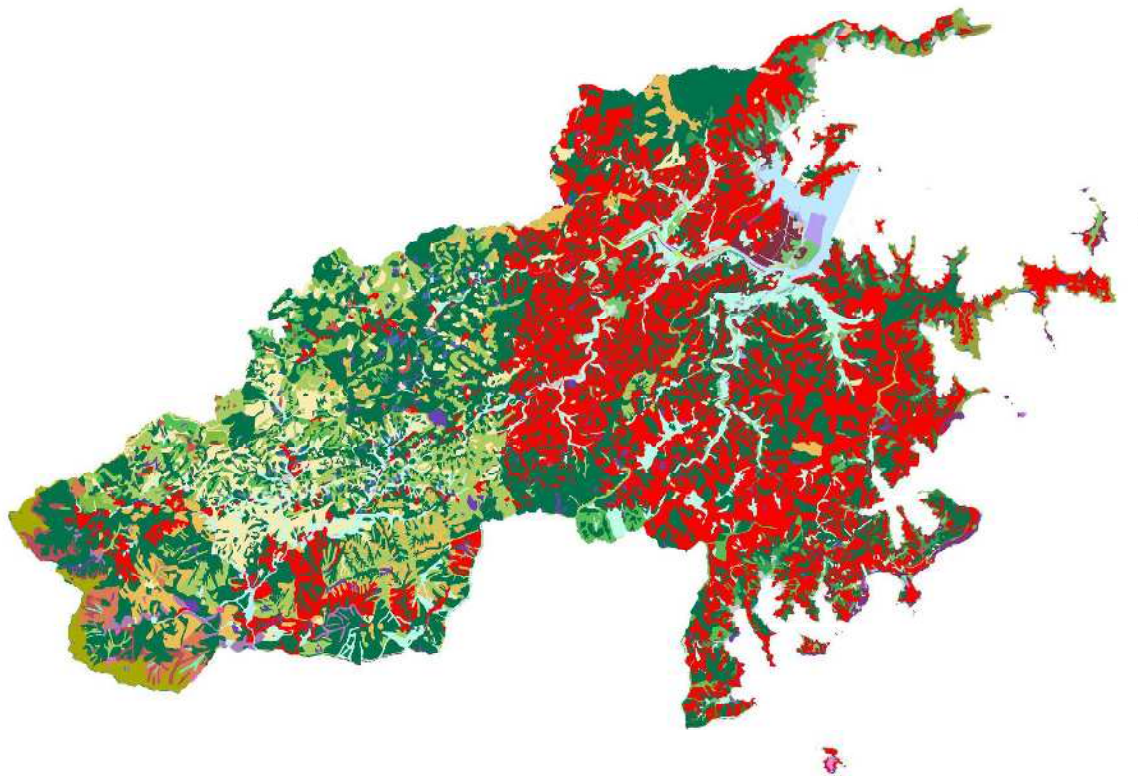
▲法適用状況図



出典：国土数値情報

(3) 植生図・植生自然度

市内全域に広く分布しているのは、スギ・ヒノキ植林です。また、市の東部にはシイ・カシ萌芽林も広く分布しています。植生に対する人為の影響の度合いを示す、植生自然度を算出・図化した植生自然度図を見ると、最も自然度が高い自然草原はほとんど見られませんが、自然度が9の自然林が祖母傾国定公園及び祖母傾県立自然公園に分布しています。海岸部は、日豊海岸国定公園及び豊後水道県立自然公園に指定されており、こちらにも自然度の高い自然林が多く分布しています。



凡例			
植生図			
アカガシ・ミヤマシキミ群集	ケヤキ群落	スダジイ・ヤブコウジ群集	常緑広葉樹植林
アカマツ植林	コシダ群落	タブ・イノデ群集	常緑果樹園
アカマツ・オンツツジ群集	コジイ・クロバイ群集	ツガ・ハイノキ群集	桑園
アカマツ・ヒメコマツ群落	コナラ群落	ツルヨシ群集	水田雑草群落
アカマツ・ヤマツツジ群集	コハクウンボク・イヌブナ群集	ハマビワ・オニヤブソテツ群集	現存植生不明区分
アケボノツツジ・ツツジ群集	コミネカエデ・ナナカマド群集	ヒノキ群落	畑地雑草群落
アラカシ・ジャノヒゲ群集	サカキ・コジイ群集	ビロウ群落、ヤシ群落	砂丘植生
イヌノキ・ウラジロガシ群集	ササ・タケ群落	ブナ・スズタケ群集	竹林
イチイガシ群落	シイ・カシ萌芽林	ベニバナ・ボロギク・ダンド・ボロギク群集	緑の多い住宅地
ウバメガシ・トベラ群落	シキミ・モミ群落	マサキ・トベラ群落	自然裸地
ウラジロガシ・サカキ群集	シラキ・ブナ群落	ミゾノ・パーヨシ群落	茶畑
クズ群落	シロバイ・コジイ群落	ミミズ・バイス・ダジイ群集	落葉広葉樹植林
クヌギ群落	スギ・ヒノキ植林	モミ・シキミ群落	造成地
クマシデ・コガクウツギ群集	ススキ群落	伐跡群落	造成地、採石場、人為裸地
クロマツ植林	ススキ・タシバ群落	塩沼地植生	開放水域
クロマツ群落	スズタケ・アカシデ群落	工場地帯	
	スダジイ・タイミン・タチバナ群集	市街地	

▲植生図

出典：2002年自然環境保全基礎調査（環境省）をもとに加筆

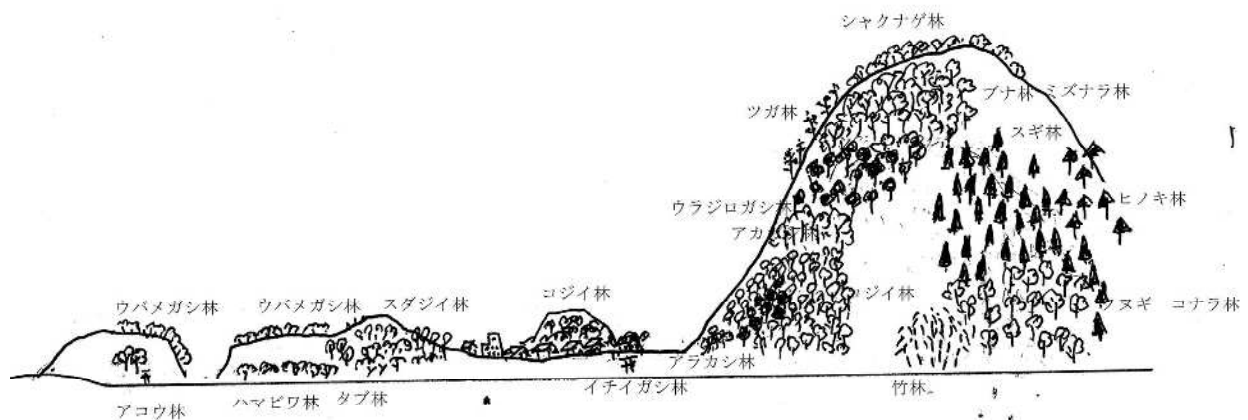
▼各植生の面積集計（上位10種）

順位	名 称	面積 (ha)
1	スギ・ヒノキ植林	28,892
2	シイ・カシ萌芽林	26,568
3	アカマツ・オンツツジ群集	6,980
4	クヌギ群落	4,345
5	水田雑草群落	3,553
6	コナラ群落	2,812
7	常緑果樹園	1,795
8	アカマツ植林	1,583
9	コジイ・クロバイ群集	1,420
10	畑地雑草群落	1,087

出典：2002年自然環境保全基礎調査（環境省）をもとに集計

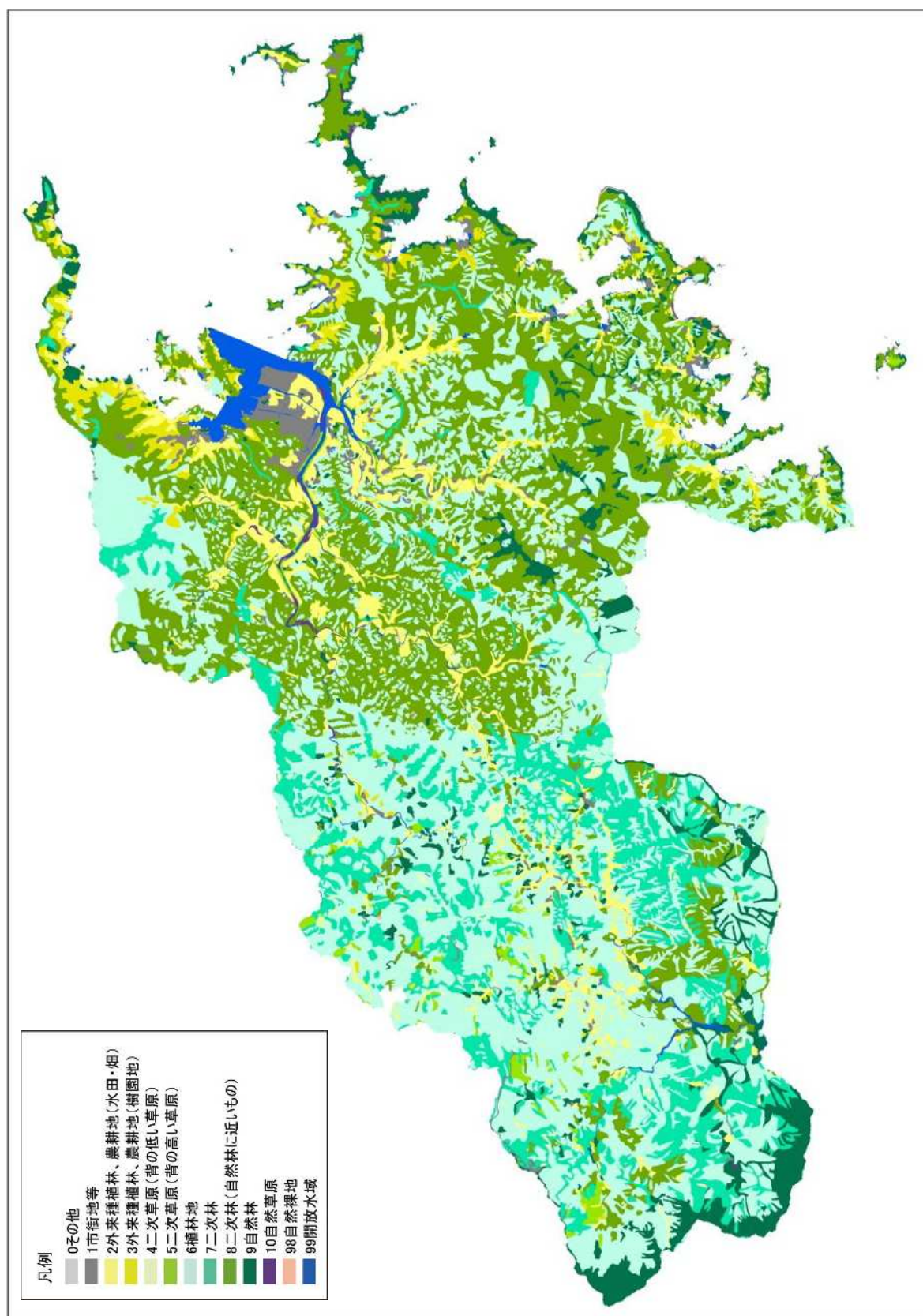
海辺から山までの植生の断面構成を見ると、海岸部の日当たりの良い岩場では、シャリンバイ・マサキ・トベラ、タイミンタチバナなどの低木林が発達しています。尾根などの山頂部の岩場は、クロマツが生育しており、標高が高くなる内陸では、アカマツが尾根に林をつくっています。島や半島部にはアコウ・ビロウ、アオノクマタケランなどの亜熱帯系の植物が見られ、変化に富んだリアス式の岬は、ウバメガシのように生長の良い照葉樹に生育場所を追われた植物が逃げ込むのに適した場所ともなっています。扇状地や谷部にはアラカシ、タブノキの林が、丘陵地にはイチイガシ、コジイ、スダジイの林が見られます。照葉樹林より標高の高い600mの麓から1,200mあたりには、モミ・ツガの針葉樹が分布しています。

垂直分布について見れば、標高800mあたりまで、カシ、シイ、タブなどの照葉樹が中心で、600mあたりにアカガシ林が、標高1,000mを超えるとブナ、ミズナラなどの落葉樹林となります。山頂帯林は、ツクシシャクナゲ、ヒメコマツが岩場に生育しています。



▲植生の垂直分布イメージ

出典：佐伯市自然環境調査報告書



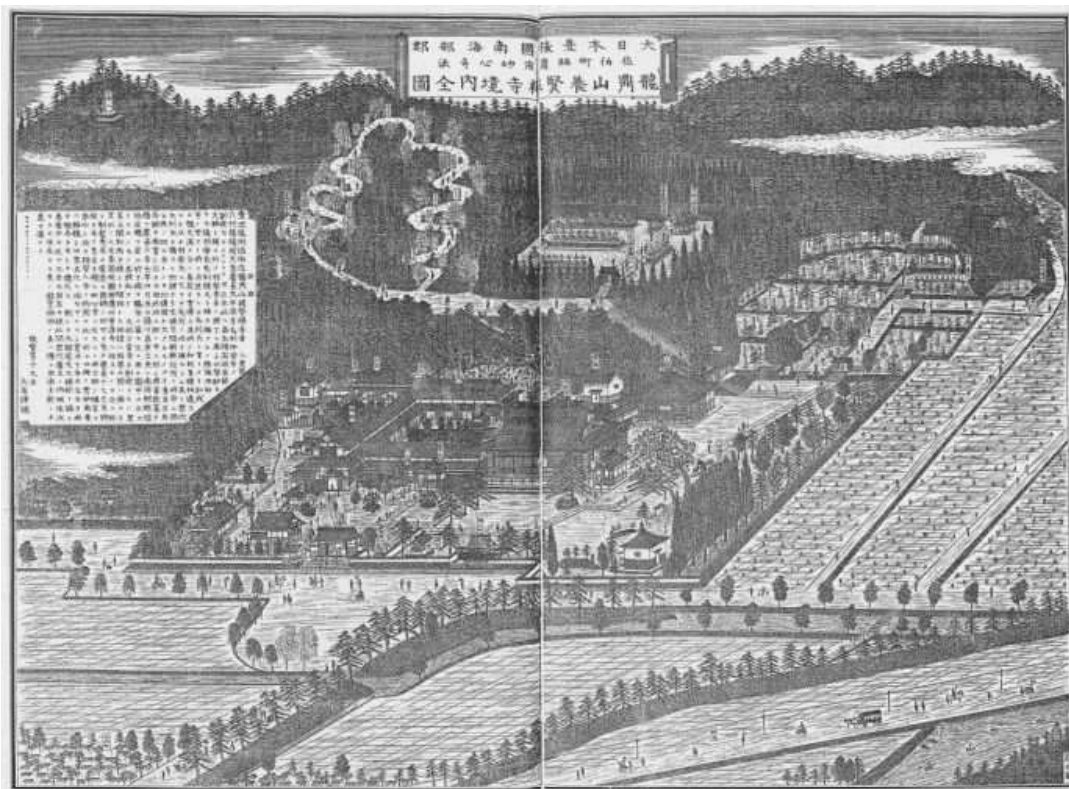
▲植生自然度図

出典：2002 年自然環境保全基礎調査（環境省）をもとに加筆

また、大日本帝国大分縣社寺名勝図録※に記載されている養賢寺付近の植生図及び植生自然度を見ると、シイ・カシ萌芽林で自然度が8のコジイの林があり、市街地の近くにおいては非常に自然度が高いものとなっています。これは社寺名勝図録に記載してあるように、寺社の周りにある社寺林（社叢林）と呼ばれる林であり、これらは信仰の対象にもなり、手付かずのまま残されている貴重なものです。

※大日本帝国大分縣社寺名勝図録

明治 37年に刊行された上田延成による銅版画の図録集。大分県内の神社・仏閣の様子が鳥瞰図として残されている貴重な資料。



▲大日本帝国大分縣社寺名勝図録（龍鼎山養賢禪寺）

凡例

■ 社寺名勝図録

植生自然度

植生自然度

0その他

1市街地等

2外来種植林、農耕地(水田・畑)

3外来種植林、農耕地(樹園地)

4二次草原(背の低い草原)

5二次草原(背の高い草原)

6植林地

7二次林

8二次林(自然林に近いもの)

9自然林

10自然草原

99自然裸地

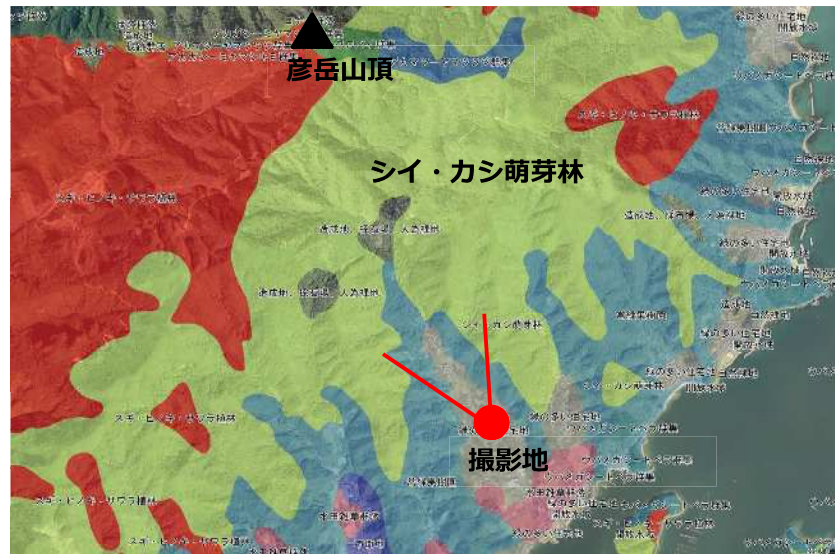
99開放水域



▲養賢寺周辺の植生自然度図

植生の景観は季節により変化し、自然景観に大きな影響を及ぼします。特に、シイ・カシ萌芽林の群落などは、春に大きく自然景観が変化します。これが、佐伯市の自然景観の大きな特徴です。

例えば、狩生から彦岳を望む景観を見ると、3月下旬から4月下旬にかけて以下のように大きく自然景観が変化します。



▲植生図（狩生地区）



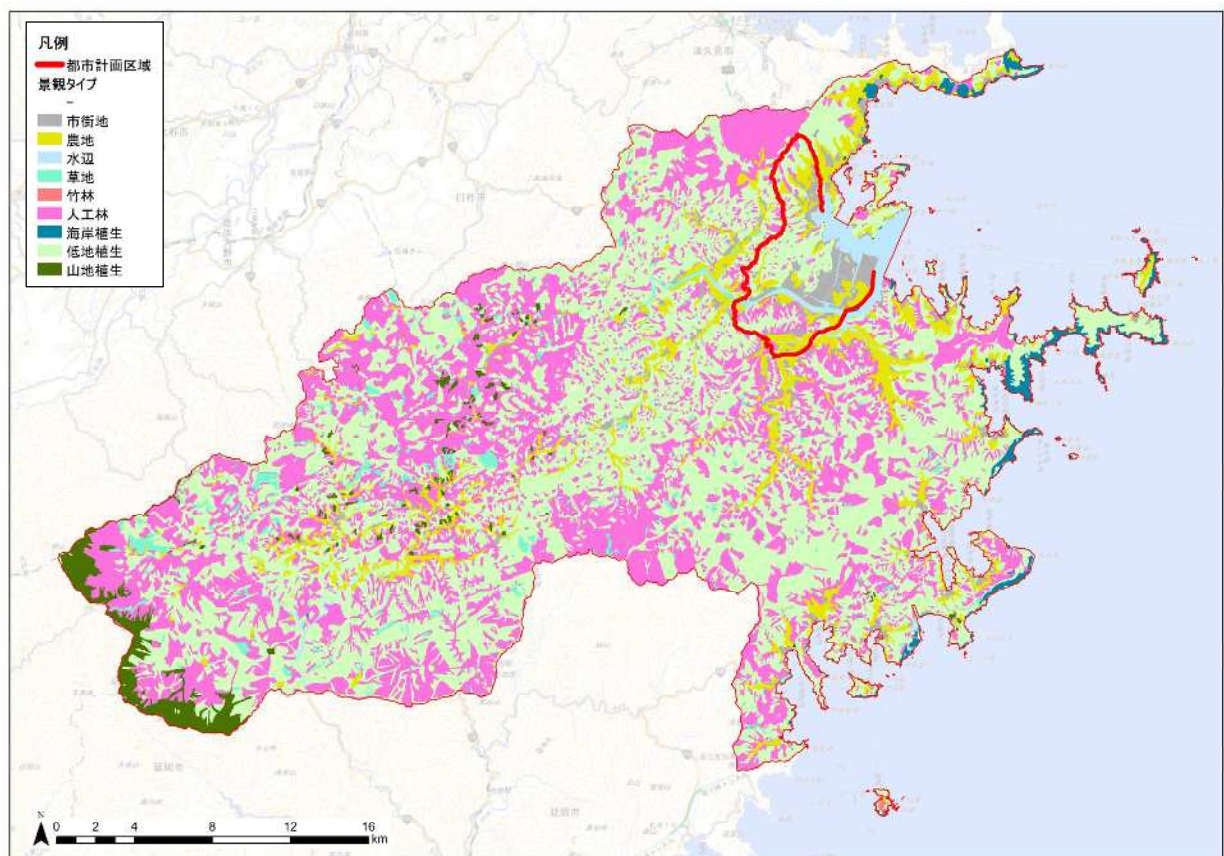
▲狩生の集落から彦岳を望む（3月下旬）



▲狩生の集落から彦岳を望む（4月下旬）

(4) ビオトープタイプ

植生図をもとに、構成群落の特徴を踏まえ生物の生息空間単位で分類したもの（ビオトープタイプ）として整理し、図示します。分類の結果、低地植生及び人工林が多い結果となりました。分布を見ると、祖母傾国立公園に指定されている部分に山地植生が分布し、日豊海岸国立公園に指定されている海岸部に海岸植生が分布・残存していることが分かりました。山地、海岸植生が本市の特徴的な自然環境を形成していることが分かります。また、人が住んでいる場所の周囲には農地が広がっており、田畑による景観が形成されています。



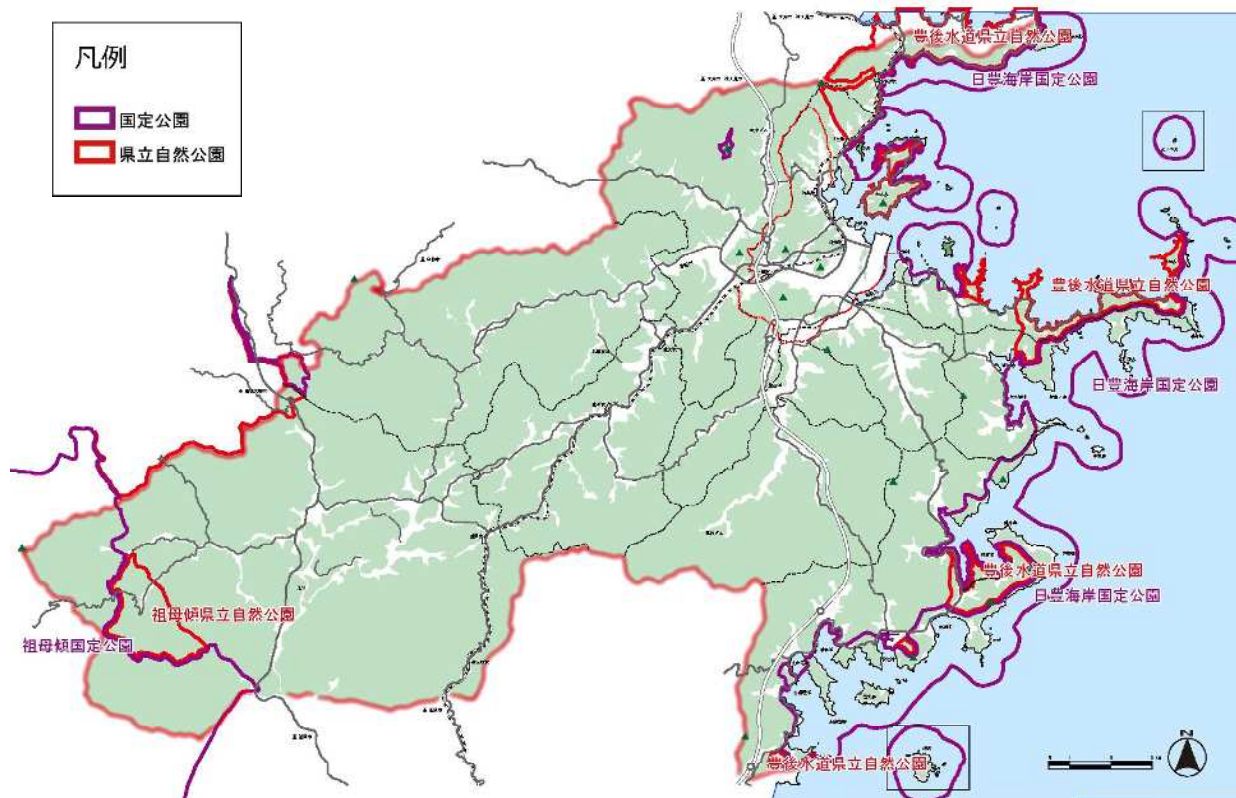
▲ビオトープタイプ図

出典：自然環境保全基礎調査（環境省）をもとに加筆

(5) 自然公園法による指定

本市では、自然公園法における国定公園に2箇所が指定されています。一つは内陸部の祖母傾国定公園、もう一つは沿岸部の日豊海岸国定公園です。

祖母傾国定公園 昭和 40年 3月 25日指定 面積 10,240ha	大分県内では、祖母傾山系、藤河内溪谷、三国峠などをとりこむ地域である。モミ、ツガ、ブナ、シオジイなどの針広混交の原生林として残された山林であり、ニホンカモシカや野生のキリなど動植物の学術上貴重なものが数多く見られる。
日豊海岸国定公園 昭和 49年 2月 15日指定 総面積 28,474ha 陸域 4,294ha 海域 24,180ha	大分県内では、佐賀関半島から波当津海岸まで、宮崎県に続く、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として、当市の半島、沿岸地域はウバメガシ・スダジイなどの植生が卓越している。また、ミサゴの繁殖が確認されていること、クマタカやハヤブサ等の生息やサシバ等の猛禽類の渡りの経路の可能性があることなど、学術上貴重な地域でもある。また、漁獲の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。



▲自然公園等の指定状況

（6）祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として、ユネスコが開始した事業です。本市では、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」が平成29年（2017年）に登録されています。これらの地域は急峻な岩峰や数々の渓谷など独特の景観美と原生的な自然を併せ持ち、希少動植物の宝庫であり、これからも自然と人とが共生しながら発展していくことを目指すこととなっています。

本計画においても、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの活動理念及び取組の基本方針を参照しつつ、連携していきます。

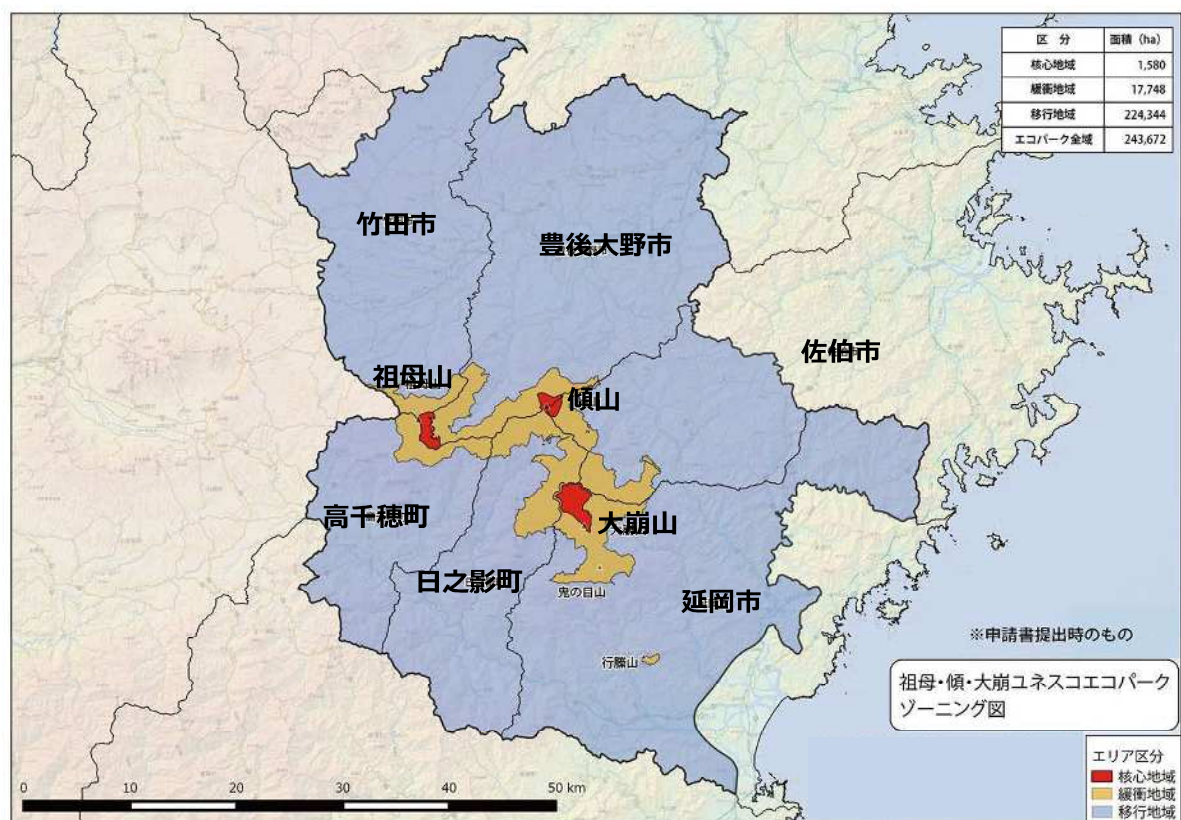
【祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの活動理念と取組の基本方針】

**尖峰と渓谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ
～自然への畏敬をこめて～**

取組の基本方針

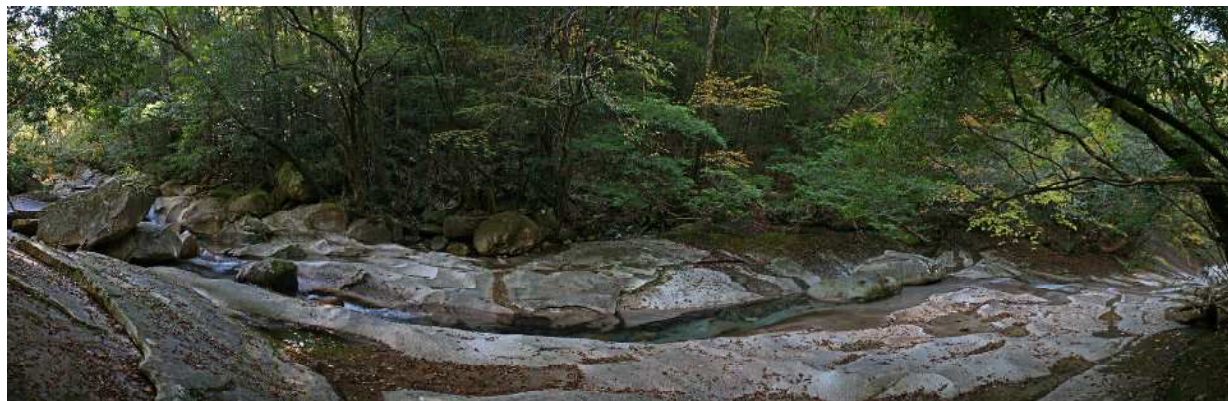


出典：祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会



▲祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク ゾーニング図

出典：祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会を一部編集



▲藤河内溪谷

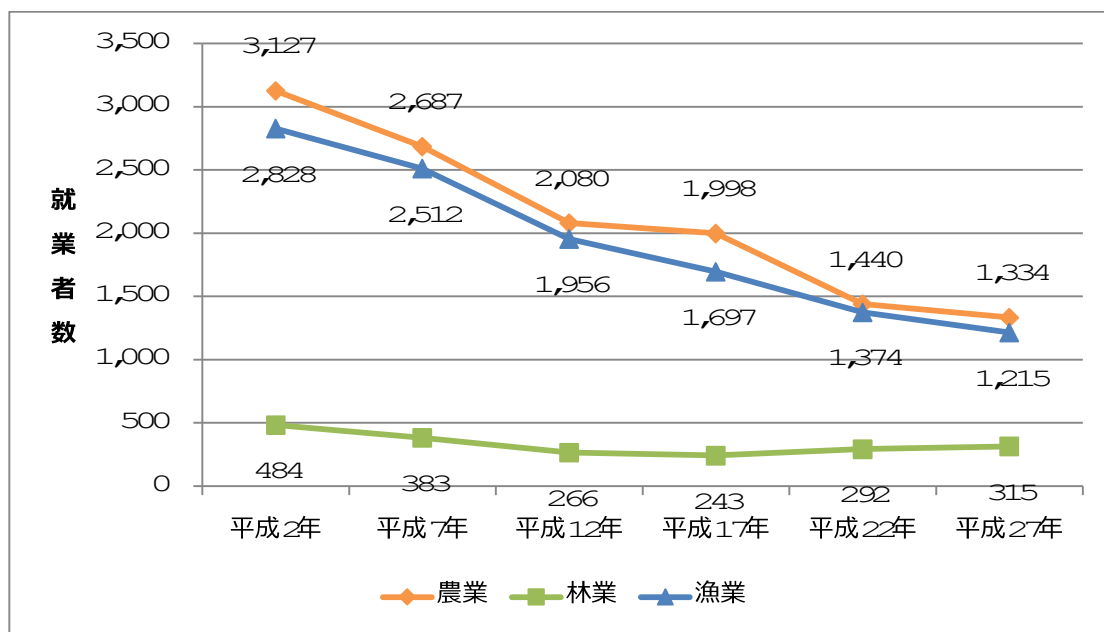
(7) 農林漁業の状況

農林漁業の就業者数の推移を見ると、農業、漁業の就業者数は大きく減少しており、平成2年と比較し、平成27年では半数以下となっています。また、林業については、平成17年以降、微増傾向にありますが、就業者は少ない状況です。

一方、前述したように農地や人工林の面積が大きく減少していないことに鑑みると、面積に対して各産業に従事している人が少なくなっており、後継者不足が深刻化していると考えられます。

▼農林漁業の就業者数の推移

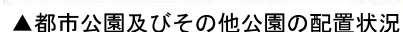
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農業	3,127	2,687	2,080	1,998	1,440	1,334
林業	484	383	266	243	292	315
漁業	2,828	2,512	1,956	1,697	1,374	1,215



出典：国勢調査

（１）都市公園の整備状況

一方、供用開始後かなりの年月が経過している公園も多く、公園施設の老朽化への対策が求められています。また、都市計画決定がされていますが、未開設の公園が2公園あります。本市の都市公園の多くは、児童公園などの面積の小さい街区公園であり、中心市街地に集中して配置されています。そのため、街区公園の誘致圏 250m、近隣公園の誘致圏 500mでカバーされていない市街地が多くあり、配置に偏りが見られます。一方、住宅団地に附随して整備されている公園などの都市公園ではないその他公園も含めた公園の誘致圏を見ると、市街地は概ねカバーされている状況です。

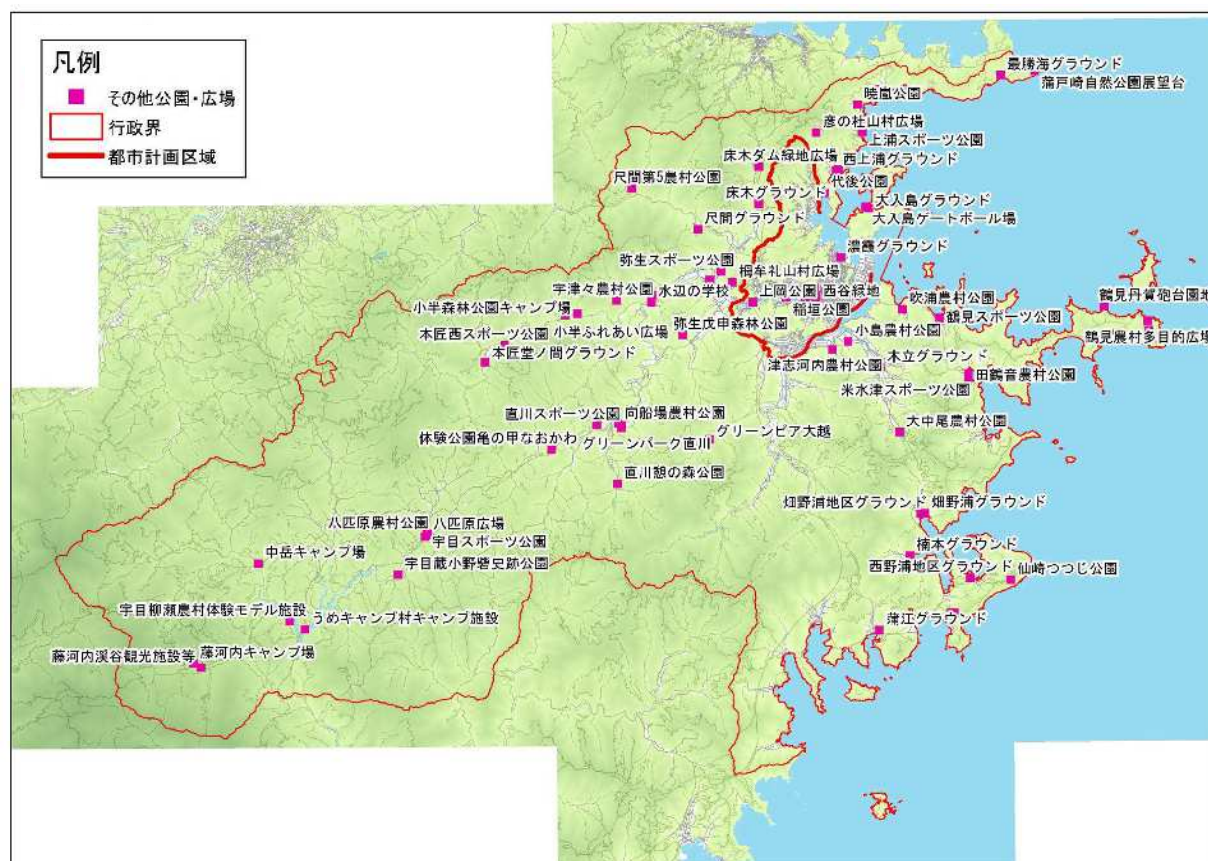


▼都市公園の供用等の状況（令和2年2月現在）

種別	番号	公園名	計画決定 年月日	決定面積 (ha)	供用開始	
					年月日	面積 (ha)
街区	2・2・1	港児童公園	S29.12.24	0.32	S30.3.31	0.32
街区	2・2・5	友だち児童公園	S32.3.28	0.34	H7.1.31	0.27
街区	2・2・7	池船児童公園	S45.1.31	0.17	S46.3.31	0.17
街区	2・2・8	若草児童公園	S45.1.31	0.39	S46.3.10	0.39
街区	2・2・9	みどり児童公園	S45.1.31	0.17	S49.3.18	0.17
街区	2・2・10	ひばり児童公園	S49.8.10	0.21	S50.4.1	0.21
街区	2・2・11	しらさぎ児童公園	S50.7.30	0.20	S51.4.1	0.20
街区	2・2・12	かもめ児童公園	S50.11.11	0.24	S54.3.31	0.24
街区	2・2・13	うぐいす児童公園	S50.11.11	0.22	S55.3.31	0.22
街区	2・2・14	ちどり児童公園	S52.7.12	0.27	S53.3.31	0.27
街区	2・2・15	やまばと児童公園	S52.7.12	0.36	S57.3.31	0.36
街区	2・2・16	中川児童公園	S53.9.12	0.11	S54.3.31	0.11
街区	2・2・17	すみれ児童公園	S56.12.23	0.20	S61.4.7	0.20
街区	2・2・18	ひまわり児童公園	S56.12.23	0.67	S60.3.29	0.67
街区	2・2・19	脇公園	H8.8.2	0.25	H21.9.1	0.25
街区	2・2・20	大手前公園			R2年度供用開始予定	
街区	2・2・3	常盤児童公園	H10.4.10	0.29	未開設	
街区	2・2・4	田の浦児童公園	S50.11.11	0.13	未開設	
街区		城東児童公園			S37.4.1	0.15
街区		野岡児童公園			S57.3.31	0.15
街区公園 計			計画決定	4.90	供用開始	4.35
近隣	3・3・1	鶴望公園	H8.8.2	1.00	H20.6.14	1.00
近隣公園 計			計画決定	1.00	供用開始	1.00
総合	5・4・1	濃霞山公園	H13.9.12	7.60	S53.3.31	6.70
総合公園 計			計画決定	7.60	供用開始	6.70
運動	6・5・1	佐伯市総合運動公園	H26.3.7	47.3	H 24.10.9	44.94
運動公園 計			計画決定	47.30	供用開始	44.94
歴史		城山歴史公園			H22.4.23	44.36
歴史公園 計			計画決定		供用開始	44.36
緑道	1	池田緑道	S56.7.9	0.40	S57.3.31	0.40
緑道	2	野岡緑道	H5.3.24	2.30	H9.3.31	2.30
緑道 計			計画決定	2.30	供用開始	2.70
都市緑地		脇津留緑地			H21.1.7	0.21
都市緑地		池田記念緑地			H2.3.31	0.06
都市緑地		海崎公園			H2.3.31	0.06
都市緑地		馬場広場			H12.7.10	0.12
都市緑地		中江川水辺公園			H3.3.30	0.46
都市緑地		平野公園			H12.7.10	0.03
都市緑地		光陽台公園			H14.1.16	0.06
都市緑地		中山公園			H14.1.16	0.06
都市緑地		門前リバーサイドパーク			H15.3.27	0.15
都市緑地		門前中央広場			H15.3.27	0.15
都市緑地		門前北緑地			H15.3.27	0.16
都市緑地		門前南緑地			H15.3.27	0.10
都市緑地		萩山公園			H17.3.31	0.08
都市緑地		札場広場			H21.4.24	0.01
都市緑地 計			計画決定		供用開始	1.71
公園・緑地 計			計画決定	62.32	供用開始	105.76

(2) その他公園等の整備状況

本市には、都市公園以外にも農村公園や広場など様々な公園・広場があります。それらの配置状況を見ると、下図のようになっており、市内の全域にわたって広く分布しています。これらのその他公園等は、それぞれ特色があるものの、都市計画区域外の地区において、地域交流やレクリエーションの拠点となっています。



▲都市公園及びその他公園等の分布図



▲その他公園の例（弥生戊申森林公園）

2-4. 生物多様性に関する現況

(1) 分析手法

本市の良好な自然環境、景観を保全するためには、生物多様性に寄与するエコロジカルネットワーク※の構築が重要となります。そこで、「都市における生物多様性指標（簡易版）」※（国土交通省）を用いて、エコロジカルネットワークの状況を分析します。

※エコロジカルネットワーク

生物の多様性の確保や生態系の保全・回復を目標として、生物生息空間である水と緑（自然環境）のエリアを量的・質的に確保するとともに、それぞれの空間相互を生物の移動を容易にする水と緑でつながりを創出し、地域レベル、広域レベルのネットワークを形成することを言います。

※都市における生物多様性指標（簡易版）

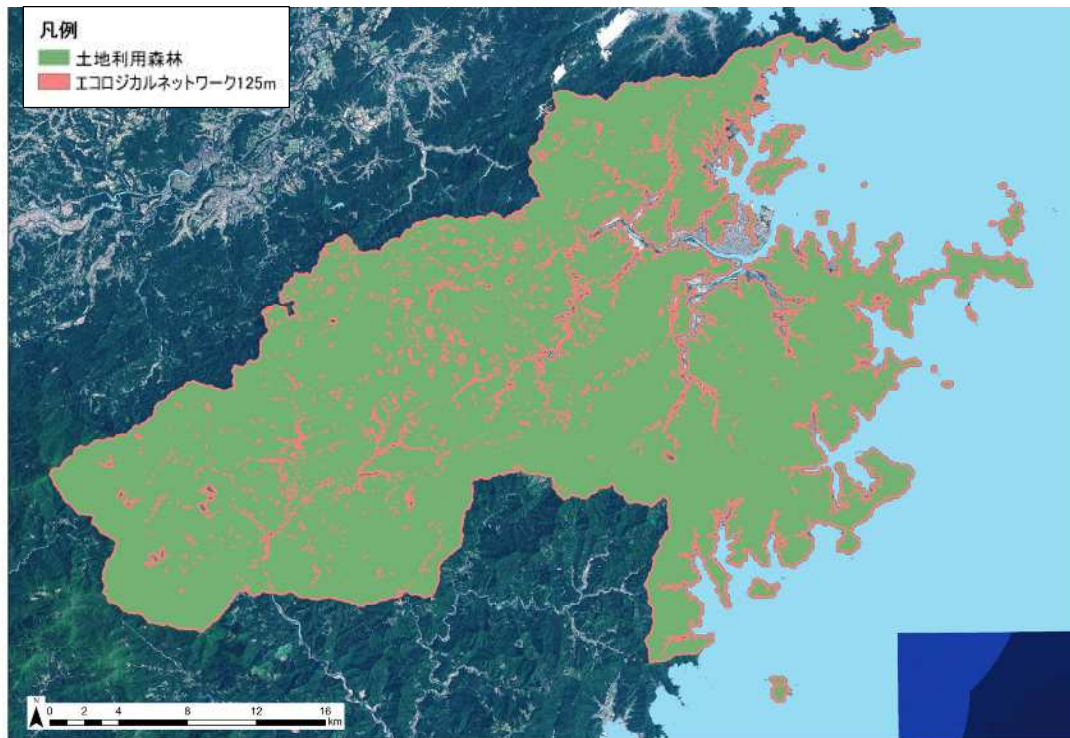
都市における生物多様性指標は、国土交通省が地方公共団体の都市の生物多様性の確保に向けた取組を一層支援することを目的として、容易に入手できるデータを用いて生物多様性について、把握・評価できるツールとして策定されたものです。

指標は、以下の7つの指標で構成されており、本計画では、エコロジカルネットワークの状況を把握するための指標3の手法を活用しました。

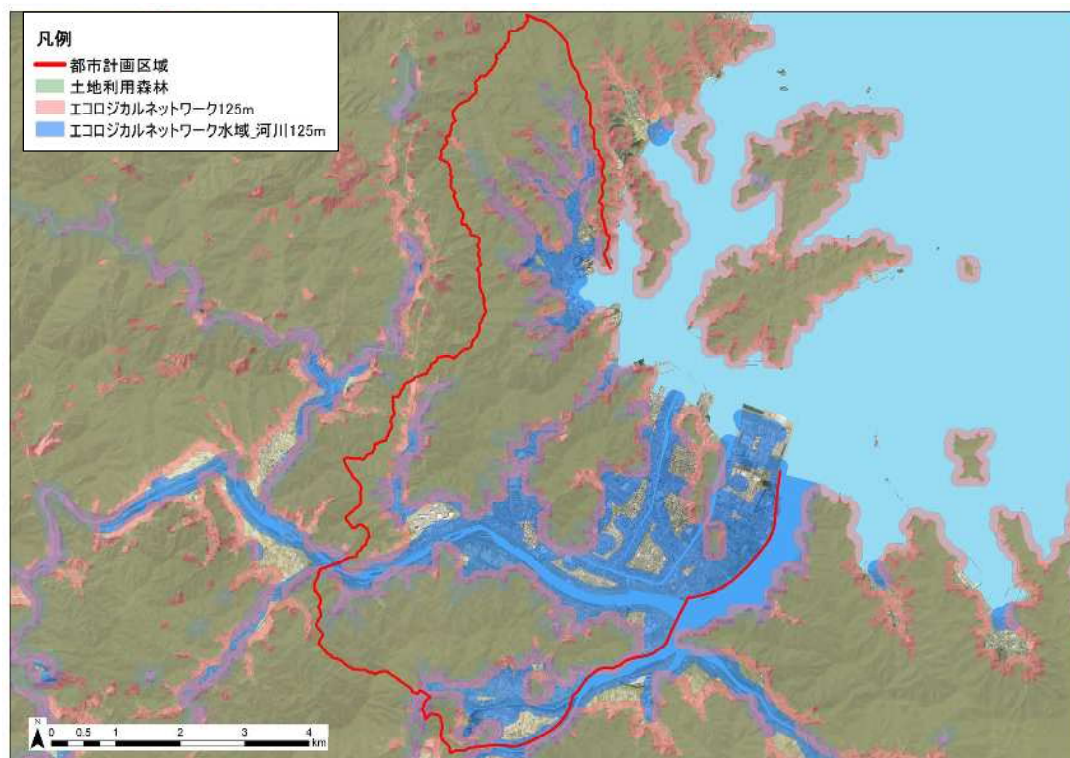
指標項目		概要	定義
生態系・ ハビタットの多様性	指標1	緑地等の現況	動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等の都市に占める割合
	指標2	法令等により確保されている緑地等の状況	動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地のうち、法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積が、都市計画区域面積に占める割合
	指標3	都市におけるエコロジカルネットワークの状況	都市における動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等によるエコロジカルネットワークの形成の状況 【算定方法】都市でも生息が可能な動植物であるコゲラに着目し、コゲラの生息地となるポテンシャルを有する連続性のある緑地（250mの距離）を抽出する
都市の取組	指標4	動植物種の状況	都市に生息・生育する動植物種数の経年変化について、客観的に評価可能な調査の実施状況
生態系サービス	指標5	生態系サービスの状況 ①地球温暖化への対応 ②緑地の冷涼化効果 ③水量の調節	都市の生物多様性の確保や、動植物の生息地又は生育地の保全・再生・創出によってもたらされる生態系サービスの状況
都市の取組	指標6	行政の生物多様性取組状況	地方公共団体が策定する緑地保全、緑化推進、生物多様性の確保、自然環境保全等に関する計画における、都市の生物多様性の確保への配慮の状況、その確保施策の実施状況及び点検・評価の状況
	指標7	行政計画への住民等の参加状況	都市の生物多様性の確保への配慮を位置づけた計画の策定、公表、実施、点検、評価の各段階における住民・企業等の参加の状況

(2) 分析結果

分析の結果、本市は良好な森林資源が多くあることから、分断された緑地はほとんどなく、市内全域でネットワークが形成されていることが分かりました。また、都市計画区域内でも市街化が進行していますが、市街地の中にも城山、濃霞山等の山林があることや、番匠川、中江川などの河川が貫流していることからネットワークが形成されていることが分かりました。



▲市全域のエコロジカルネットワークの検証図



▲都市計画区域のエコロジカルネットワークの検証図（河川を追加）

第 3 章 課題整理

3-1. 緑の現状と課題の整理

(1) 緑を「守る」ための現状と課題

本市の自然は、祖母傾国定公園や番匠川、リアス海岸に代表される豊かな海及び森林に恵まれています。また、農業、林業、漁業ともに盛んであり、その源は豊かな自然環境によるものです。さらに、これらの豊かな自然環境により、多様な動植物の生息・生育環境が保全されています。市街地に目を向けても、城山や濃霞山などの山林と番匠川の水辺など豊かな自然環境が間近にあり、良好な環境が保持されています。

これらの豊かな自然環境は、本市の宝であり、荒廃を防ぐためにも積極的に保全を図る必要があります。また、植林地、農地等の二次的な自然や市街地周囲の山林などは、生業や日常生活との関係が深く、ハード・ソフトの両面から対策を図る必要があります。



▲彦岳から見たリアス海岸



▲皆伐後の植林の例

(2) 緑を「整える」ための現状と課題

都市計画区域内では、都市公園、その他公園を含め、公園が多く配置されています。都市計画区域外でも森林公園や農村公園などその他公園が多く整備されており、住民の憩いの場として機能しています。人々の生活に身近な公園は、人々の潤いのある生活を担保し、市街地の景観の向上にも寄与しています。しかし、これらの身近な緑は、維持管理が大変なことや荒廃が進行していることもあり、量・質ともに停滞している現状があります。

そこで、市街地景観や生活環境の向上のため、身近な緑の量・質を高める必要があります。その一環として、子どもの遊び場であり、高齢者を含めた地域の人々のコミュニティ形成の場ともなる公園・広場等についても、今の時代にあった活用・整備が必要です。また、緑化等の取組を進めることが重要であり、公共・民間施設の緑化や空き地等の未利用地についても、緑化等の整備を進めていく必要があります。



▲空の公園



▲遊具等の管理状況

（３）緑を「生かす」ための現状と課題

本市は、海岸部では亜熱帯植物が分布していることや傾山周辺では針広混交の原生林として珍しい植生が残存しています。これらの特徴的な自然環境を活かし、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど、観光振興による観光客と地域住民のふれあい・交流が生まれています。その他にも緑には、ゲリラ豪雨などの自然災害や火災時の延焼防止などの防災の役割を有しています。これらの緑の機能を活用することで、市民の生活の質を維持・向上させることが可能となります。

そこで、これらの多様な緑の機能を生かした公共施設整備や、観光等のレクリエーションといった地域振興の促進、防災に資する公園・広場等の整備など、緑の機能を多面的に活用するための取組が必要です。



▲波当津海岸の松林（防風林）



▲藤河内溪谷のナイトトレッキング

（４）緑を「育てる」ための現状と課題

本市の良好な自然環境は、ユネスコエコパークに代表されるように、人の営みと密接に関わり維持されてきました。環境に対する市民の意識は向上していますが、その意識と活動を持続させるためには、次世代へ緑の大切さやそれを維持するための活動の意義などを伝えることが重要です。

そこで、緑と人の関係を次世代にわたって、維持・向上させるための取組が必要です。



▲傾山の山開き



▲空の公園シバザクラのボランティア

第4章 緑の将来像と計画の目標

4-1. 計画の理念

本市は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに代表される山々や清流番匠川、リアス海岸が続く雄大な海など、「山」「川」「海」を基盤とした豊かな自然環境に恵まれています。これら自然環境は長い年月とともに、本市特有の生態系を守ってきたものです。さらに、本市には、「さいきの殿さま浦でもつ 浦の恵みは山でもつ」との言い伝えがあり、佐伯藩の初代藩主毛利高政が、佐伯の城下町を支える浦の恵みを育むために、豊かな山や里を守ってきたことを表しており、緑は古くから人々の生活に恵みを与えてきました。

また、市街地では、街のシンボルである城山をはじめ、公園、街路樹など、身近にある緑も数多く存在しています。これらの緑は、人が介在することによって機能を発揮させ、その価値を高めてきました。貴重な財産である緑を次世代に引き継いでいくためにも、一人ひとりが緑に対する愛着を持ち、住民・事業者・行政が協働となって育んでいくことが必要です。緑によるまちづくりが地域の魅力向上に寄与し、ひいては、緑の豊かさが人々の心の豊かさにつながるようになります。

そこで、本計画では、上位関連計画や景観計画との連携を踏まえ、緑の基本計画の理念を次のように設定します。

「山」と「川」と「海」の恵みを生かし、
みんなで育てる、緑豊かな佐伯



▲九州山地から広がる「山」



▲番匠川などの清流により山と海をつなぐ「川」



▲リアス海岸が続く「海」

4-2. 佐伯市の緑の将来像

本市の目指すべき緑の将来像を示します。緑の将来像は、本市の緑を地形や土地利用からゾーン・軸・拠点を設定し、それぞれに目指すべき方向性を示します。

■山岳地ゾーン

山岳地ゾーンは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに指定されている豊かな自然環境を保全し、自然との共生を体感することができるゾーンとします。

■山地ゾーン

山地ゾーンは、本市の豊かな自然環境の山林を保全するゾーンとします。山林は、自然林や林業の場所である人工林、集落地の背後にある里山など多種多様な山林がありますが、それぞれの特色を活かした保全を図ります。

■農村集落ゾーン

農村集落ゾーンは、内陸エリアの集落及びその周囲の農地等を含めた一体の農村集落のエコシステムを形成しているゾーンです。このゾーンでは、優れた農村景観及び、地域の生態系を保全するために、農地の保全及び集落の周囲の里山の保全を図ります。

■漁村集落ゾーン

漁村集落ゾーンは、沿岸部の浦ごとにとまりのある自然景観を形成しているゾーンです。漁村集落の周囲にある湾に面し海に迫る山林の保全及び海浜植物群落などの保全や海の生態系の保全の接点として、自然環境の保全を図ります。

■市街地ゾーン

市街地ゾーンは、人口が集積し市街地が形成されているゾーンであり、生活環境の改善や都市景観の向上を図るべきゾーンです。このゾーンでは、本市のシンボルである城山を中心とした市街地の自然環境を保全すると同時に緑化の推進を図ります。

■山の軸

山の軸は、本市の外周にある山林及び山並みが連続し、山岳地から海、つまり里から浦をつなぐ緑の軸として位置づけます。本市の自然景観の遠景を構成する重要な要素であり、生態系ネットワークの形成・保全のため山林・山並みの保全を図ります。

■河川の軸

河川の軸は、山の軸と同様に里から浦をつなぐ水の軸として位置づけます。山林の豊富な栄養分を海へ運ぶ重要な軸であり、本市全体の流域生態系を考える上で重要な要素となります。そのため、河川及び周囲の樹林地と併せて保全を図ります。また、観光、日常利用などのレクリエーションの場所としても位置づけ、保全・整備を図ります。

■海岸の軸

海岸の軸は、本市の特徴であるリアス海岸特有の自然環境を形成する重要な軸です。海岸や白砂青松の砂浜など多様な自然環境を有しており、漁業の推進と併せて海の生態系の保全を図ります。

■緑の拠点

緑の拠点は、公園や上位関連計画においてレクリエーション等の拠点として指定されている場所を対象とし、本市の住民、地域、暮らし、歴史文化、生態系をつなぐ拠点として位置づけ、各機能の強化及び保全を図ります。

視点：暮らし、歴史文化、生態系をつなぐ拠点として各機能の強化及び保全を図る



4-3. 基本方針と施策

基本理念及び緑の将来像を実現するために4つの基本方針と方針に沿った施策を以下の通り設定します。

4つの基本方針はそれぞれ関連しており、4つの基本方針をバランスよく実現することが重要となります。まず、今ある自然環境を佐伯市の基本的な骨格として「守り」、市街地等の日常生活空間の緑の質・量を向上させるために「整え」ます。守り、整えることによって、佐伯市全体での緑の質・量を向上させ、それを地域コミュニティでの活動や防災力の向上など、緑がもたらす恩恵を「生かす」ことで、よりよい循環が生まれます。さらに、それぞれの取組には、人が関わることが重要であり、緑の大切さを維持・継承していくために人・組織を「育てる」ための取組を推進します。

これら4つの基本方針により、緑の基本計画の理念である『「山」と「川」と「海」の恵みを生かし、みんなで育てる、緑豊かな佐伯』を実現していきます。



「山」と「川」と「海」の恵みを生かし、
みんなで育てる、緑豊かな佐伯

基本方針1) 緑を「守る」 緑の保全

本市には、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されている山岳地、日豊海岸国立公園に指定されている海岸、それらを通流する番匠川などの河川など多種多様な自然に溢れています。これらの自然は、それぞれが関係し生態系を構築することで、良好な自然環境が保たれています。また、これらの自然環境を背景として、林業や漁業などが活発となっており、本市の産業・文化にも大きく影響を与えていることから、市街地・内陸部・沿岸部それぞれの自然環境は本市の骨格として非常に重要なものです。

そのため、本市の骨格となっている市街地・内陸部・沿岸部を構成する緑を守ります。また、植林地・農地等の二次的な自然や土砂災害の防止につながる水源かん養の機能を持つ緑を守ります。



▲城山からの眺望（パノラマ撮影）



▲佐伯大橋から見た番匠川（パノラマ撮影）

①本市の骨格である山林・海岸・河川の保全を図ります**施策1 | 骨格となる山林の保全**

大分県が示す次世代の大分森林づくりビジョン及び佐伯市森林整備計画等に基づき、本市の骨格となる山林の保全を図ります。

山林の地形的条件やアクセス条件等を考慮した上で、これまで人工林として管理してきた河川沿いや尾根部等において広葉樹林化を図ることや、地形が緩やかで樹木の成長が早い谷部等において従来の人工林の造成を図ること等により、多面的機能が高い豊かな山林づくりを推進します。



▲佩楯山山頂から見た内陸部の山地

施策2 | リアス海岸をはじめとした海岸部の保全

沿岸部の景観の骨格となっているリアス海岸は、防風林である松林も含めて一体の環境を形成しており、風光明媚な景観を形成すると同時に本市の重要な産業である漁業にも良い影響を与えていると考えられているため、その環境の保全を図ります。

また、多様な生物の生息・生育地として重要な藻場、磯、砂浜などの保全を図ります。



▲遠見山から見た四浦半島（パノラマ撮影）

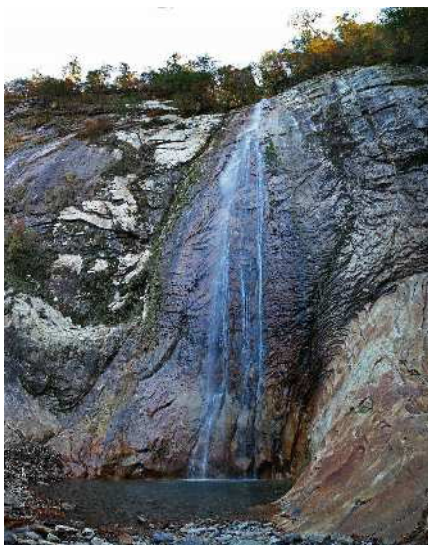
施策3 | 河川的环境保全・親水空間の整備

番匠川水系や五ヶ瀬川水系などの河川は、河畔林等の周辺環境も併せて一体の環境を形成しており、本市を貫流することで、生物の生息・生育空間の充実や生態系ネットワークを構築し、治水・利水面を考慮したグリーンインフラの取組を進めながら、佐伯市清流保全条例に基づき、番匠川をはじめとした河川自然环境の保全に努めます。

また、水とふれあうことが可能な親水空間の整備を図ります。



▲藤河内溪谷



▲観音滝



▲臼坪川菖蒲園

②二次的な自然である植林地・農地等の保全を図ります

施策1 | 農地の保全・遊休農地の活用

担い手の集積・集約化や遊休農地の解消を目指し、農家への支援等を行うことで、農地の保全を図ります。また、活用の観点から交通量の多い交差点付近等にある遊休農地に季節の花の植え付け等を行います。



▲田園（宇目）

施策2 | 植林地の保全

「植える→育てる→収穫する→使う→植える」という循環型施業のサイクルを持続させ、植林地の適正な整備・保全を図り、森林の有する多面的機能の持続を図ります。



▲植林地の様子

施策3 | 林業、農業従事者の確保・育成

林業では、地域林業の中核となる森林組合等林業事業体の体質強化を図るため、協業化等により事業を拡大し、経営基盤の強化と安定化を図ります。

新規就業者の確保・育成のため、林業・農業に必要な基本的技術の修得を支援するなど、組合等の林業・農業経営体への雇用促進を図ります。



▲茶摘みの様子（本匠）

③歴史・文化の背景となっている佐伯固有の緑の保全を図ります

施策1 | 歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進

本市のシンボルとなっている城山は、その周囲も含めて歴史的環境保存地区として歴史的資源と環境が保全されてきました。城山以外にも社寺とその周囲の社寺林等が一体となって、歴史的な緑が保全されてきました。今後もこれらの貴重な緑の保全を図ります。

城山の山頂に残る佐伯城跡の石垣は、「佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針」「城山歴史公園整備計画」に基づき、重要な景観資源として保存・保護に努めるため、防災や生態系への影響に配慮しながら周辺の樹木の間伐及び剪定等を図ります。



▲養賢寺と城山を望む（パノラマ撮影）

施策2 | 沿岸部、内陸部の固有の緑の保全

彦岳や元越山などの山々は、複雑に地形が入り組んだリアス海岸を構成し、海岸間際に迫る壮大な沿岸部の景観を形成しています。また、集落を囲む山々は漁村集落の背景となっており、これらの沿岸部の景観の背景となる緑の保全を図ります。

内陸部では、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されている標高 1,400mを超える傾山などの山地や農村集落を囲む植林地などが背景となり、内陸部の景観を形成しています。これらの内陸部の景観の背景となる緑の保全を図ります。



▲本匠・因尾の農村集落（パノラマ撮影）



▲蒲江の集落（パノラマ撮影）

基本方針2) 緑を「整える」 緑の価値の向上

雄大な山岳地や海岸、河川以外にも、市街地内の公園や街路樹など本市の景観を彩る緑は多く存在します。特に、人の住む市街地部や集落部などでは、人が作り出した緑が多くあることで、景観の向上や憩いの場の創出、生物の生息空間となるなど、多くの緑の機能を発揮することが可能となります。

そのため、市街地・内陸部・沿岸部の佐伯らしい自然景観と併せて、人の手の入った緑を創出・維持することで緑の価値の向上を図り、緑を整えます。



▲中江川の河川敷



▲柳瀬のチューリップ

①市街地景観や市街地環境の向上に向けた市街地の緑化を推進します**施策1 | 公共建築物の緑化の推進**

建築物の緑化により、市街地内の潤いの向上やヒートアイランド現象の緩和、都市生態系の向上などが期待されます。緑化推進のきっかけとなるべく、学校、図書館、公民館、各庁舎なども含め、壁面緑化や屋上緑化等の緑化の推進を検討します。

また、空き地等の未利用地についても、緑化等の取組を検討します。

施策2 | 民有地の緑化の推進

住宅地やビルの緑化は、潤いのある快適な住環境の創出や都市景観の形成において重要となるため、適切な緑化の取組について、啓発をします。

また、民有地においても、緑のカーテンなどの取組を推進します。



▲民有地の緑化の例

施策3 | 街路樹の整備

現在街路樹が整備されている路線ではソメイヨシノやハナミズキ、イチョウなどの街路樹が植えられています。これらの街路樹は沿道景観を彩り、まちなみに統一感を与えます。また、車と歩行者の分離などの交通安全機能や生態系ネットワークの構築などに寄与するため、新規で整備・改良する路線については、街路樹の整備を検討します。街路樹の整備や樹種の選定にあたっては、地元住民とワークショップなども開催し、現地の生育環境を踏まえた植樹の検討を行います。



▲街路樹等の整備の状況（内馬場通り）

施策4 | 景観形成重点地区と連動した緑化重点地区の指定（重点プロジェクト）

緑化重点地区とは、都市緑地法において「緑の基本計画」に定めることができる、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、緑のまちづくりのモデルとなる地区です。

緑化重点地区は、当該地区の状況に応じて設定することができ、都市のシンボルとなる地区、特に緑の少ない地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区等が対象となります。

景観計画の中で、地域の誇りや象徴となる景観が既に形成されている地区など、本市の景観形成を進める上で重要な役割を担う地区を景観形成重点地区として位置付けています。そこで、景観形成重点地区のうち、都市計画区域内に位置する「城山・山際周辺地区」、「大手前・船頭町地区」を中心としたエリアを緑化重点地区として指定します。詳細は、第5章重点プロジェクトに示します。

施策5 | 市民緑地制度の導入

市民緑地制度とは、都市緑地法第55条に示されている、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる緑地が提供されることとなります。都市計画区域内及び緑化重点地区内での市民緑地制度等の活用により、市街地内の良好な緑地の保全及び創出を検討します。

②市民に親しまれる公園の整備を図ります

施策1 | 都市公園整備プログラムの実践（重点プロジェクト）

地域のニーズに対応した、都市公園・広場の整備を図ります。公園の整備にあたっては、ニーズの掘り起こしや活用促進の観点からワークショップによる市民協働の取組を推進します。

公園への愛着を育むためには、公園の計画段階から市民に“一緒につくる”という気持ちを持ってもらうことが重要であり、その結果公園に対する関心が生まれ、愛着の醸成へ繋がると考えられます。そこ



▲ワークショップ風景（イメージ）

で、協働による公園づくりのためにワークショップを開催するなど、市民参画を推進していきます。

詳細の施策については、第5章重点プロジェクトに記載します。

施策2 | 公園の再編・再生の推進

本市の公園施設の多くは老朽化が進行しており、市民のニーズとの不整合や安全性の低下が懸念されます。また、公園の配置状況に偏りがあり、今後の少子高齢化、人口減少を見据え、公園全体の再編について考える必要があります。そこで、公園の再編・再生に向けた取組を推進します。

施策3 | 都市公園以外の公園・広場などの活用

本市には、都市公園以外にも農村公園や直川憩の森公園等の観光地にもなっている公園・広場が各地域に整備されています。これらの公園・広場は、都市公園が整備されていない地区の地域住民の憩い・レクリエーションの拠点です。これらの公園・広場の維持管理及び活用を推進するため、市民参加型の検討手法を実践します。



▲八匹原公園

③ 日常の生活空間が良好に保たれるよう、適正な維持管理を促進します

施策1 | 公園の管理体制の構築

本市の広大な行政区域内には、各地域に大小様々な公園が整備されており、これらの公園の維持管理を適切に行うために、行政及び地域住民と連携した管理体制の構築を検討します。

施策2 | 街路樹の適正管理の推進

現在街路樹が整備されている路線は、市街地景観の向上に向け、街路樹の適正な管理を推進します。街路樹の樹種や歩道の幅員及び沿道の土地利用などに応じ、街路樹を道路空間に収まりよく維持していくため、大幅な枝抜きなどの剪定の改善や、剪定の時期を見直すことにより、適正な樹形を保ちながら、落ち葉の量の軽減に努めます。また、自治会などの地域住民や事業者との連携を図りながら、落ち葉の清掃などの協力を推進します。



▲街路樹の様子

基本方針3) 緑を「生かす」・・・緑の運用、活用

市民に最も身近な緑として挙げられる公園は、子どもから高齢者まで多様な人々が利用し、憩いや遊び、コミュニティの場、健康増進の場として重要です。また、街路樹や河川敷、田畑や林業の場である山林は、市民の生活に潤いと癒やしを与えてくれるとともに、防災・減災にも力を発揮します。社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組を総じてグリーンインフラと呼び、防災・減災や地域振興などの効果の発揮が期待されています。

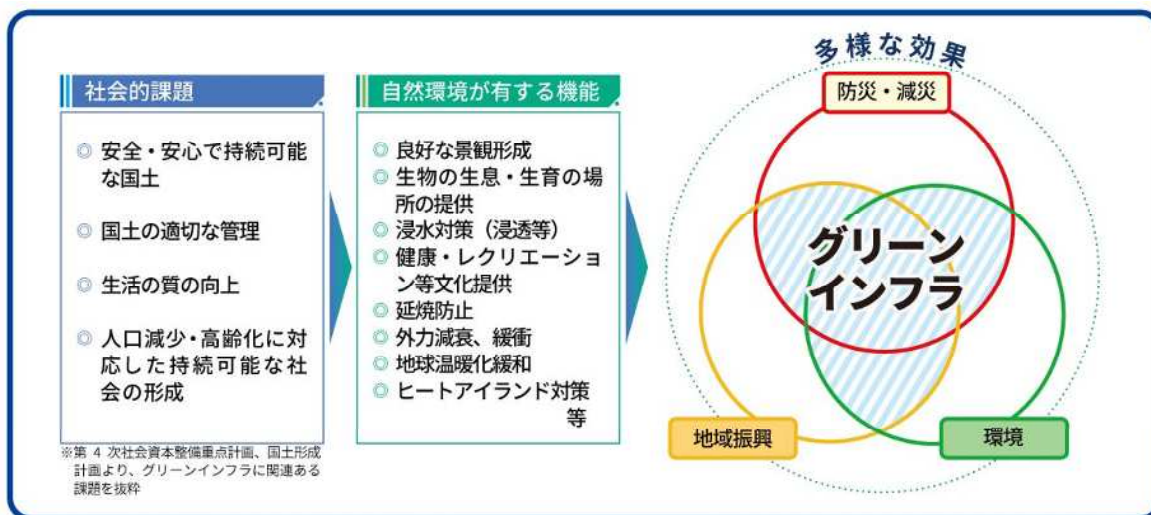
本市においても、公園の活用や街路樹の整備、観光に資する視点場の整備など、日常の生活空間を彩り、多様な機能を発揮する緑を生かします。



▲直川の「かぶとむしふれあい館」



▲藤河内溪谷のキャニオニング



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

▲グリーンインフラのイメージ

出典：国土交通省 HP

①多様な機能を発揮するグリーンインフラの認識を高めます

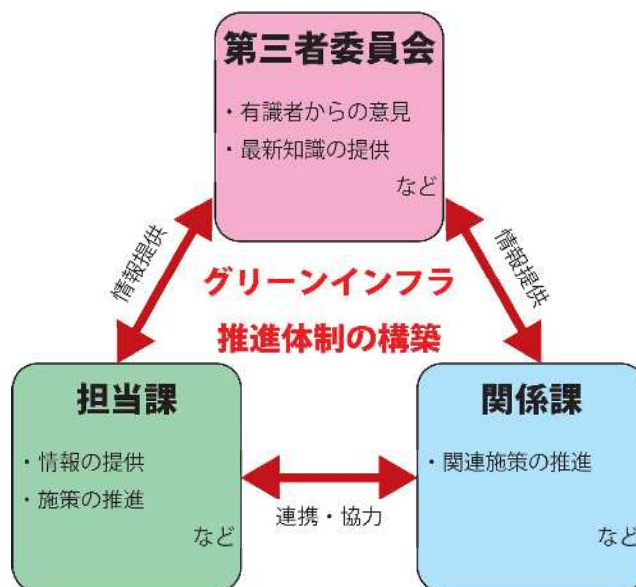
施策1 | グリーンインフラ勉強会の開催

グリーンインフラは、自然の持つ多機能性やしなやかな回復能力などの特性を賢く活用するインフラ整備・国土の管理手法の新しい概念です。近年、世界的にグリーンインフラの取組が進められています。先進事例として挙げられる、アメリカのポートランドでは、社会インフラの再整備コストの縮減と長寿命化及び水質浄化を図ることを目的にグリーンインフラの考え方を導入しており、ビルの屋上緑化や道路沿いの緑地の雨水管理などを行っています。

本市においても、グリーンインフラの概念を導入し、佐伯市固有の自然景観と調和したインフラ整備を推進します。グリーンインフラの概念は、様々な分野で応用できるため、庁内及び市民向けの勉強会を開催し、グリーンインフラの浸透を図ります。

施策2 | 庁内連絡体制の構築

グリーンインフラの普及・促進のため、庁内の連絡体制の構築を図ります。連絡体制の構築により、庁内の取組の情報共有を行います。



▲庁内連絡体制のイメージ

②地域活性化に向けた公園の有効活用を図ります

施策1 | 公園活用プランの作成

公園の整備については、充足している状況ですが活用が進んでいない現状があります。これからは、今ある公園を上手に活用することが求められています。そこで、公園の活用を推進するための計画として、公園活用プランの作成を検討します。

施策2 | Park-PFI 等の公園の活性化施策の検討

都市公園法の改正により新たな民間活力導入の手法である Park-PFI等の取組を公園の活用や魅力向上の手段として導入を検討します。



▲Park-PFI のイメージ

出典：国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

③自然景観や環境を生かした観光振興を推進します

施策1 | 視点場やアクセス道路の整備・充実

佐伯市を訪れる観光客は、自然を楽しむことや食事を楽しみに訪れています。そこで、緑の豊かさを感じることができる視点場の整備や、視点場までのアクセス道路の整備を図ります。



▲空の公園

施策2 | グリーン・ブルーツーリズムの推進

祖母傾国定公園や日豊海岸国定公園など、本市は山と海の資源に恵まれており、これらの資源を活用するために、グリーン・ブルーツーリズムの推進を図ります。



施策3 | ユネスコエコパーク等の情報発信

佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会は、インスタグラム等による情報発信を行っています。また、本市でも、グリーン・ブルーツーリズムの推進のため、SNSやインターネットを活用した情報発信を行います。

▲祖母・傾・大崩ユネスコエコパークパンフレット
(出典：祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会)

④防災機能を発揮する緑の保全・整備を図ります

施策1 | 公園等の一時避難地の整備

地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に延焼防止あるいは一時的な避難場所として重要な役割を担っている街区公園について、機能等の整理を行い、また、これらの公園に関する情報を発信します。



▲鶴望公園

施策2 | 防災機能を有する緑の保全

防災機能を期待される、保安林や防潮・防風林などの山林保全を図ります。河川は近年多発する豪雨災害等に対応するため、必要な箇所の整備・補修を図ります。

田畑についても水源かん養の効果が期待されることから、防災・減災に配慮し、保全を図ります。また、延焼防止効果を持つ街路樹の整備を図ります。



▲臼坪川菖蒲園

施策3 | 緑の防災機能の情報発信

緑には、様々な防災機能があります。これらの緑の防災機能について市民にも周知することで、市民の緑に対する意識の向上を目指すと同時に、市民の防災意識の向上を図ります。

基本方針4) 緑を「育てる」・・・緑の維持、継承

本市の山林や田畑、海岸は、林業や農業、漁業などの人の営みにより、遷移が促され、健全な状態が保たれています。この、人の営みが行われないと環境の悪化などが懸念され、継続的に良好な自然環境を保全するためには、人が介在することが重要となります。これは、自然環境だけでなく、公園や街路樹などの身近な緑に対しても同じことが言え、継続的に維持管理を行わなければ、適切に機能を発揮することができず、人が使わない場所となり、荒廃が進行するといった負のスパイラルに陥ります。



▲佐伯城跡「石垣清掃ボランティア」

そのため、地域の緑を守り・育てる意識の醸成を行い、地域の緑を将来にわたって魅力あるものとする人材を育てます。

①地域の緑を再認識し、緑について学び・考える機会を設けます

施策1 | 学校における環境教育・環境学習の推進

小中学校において、佐伯市に存在する多様な環境資源を活用し、自然観察や農林水産業の体験学習等、自然とのふれあいの機会の充実を図ります。



▲公園ワークショップの様子

施策2 | 地域における環境教育・環境学習の推進

小中学校での環境学習だけでなく、地域での環境活動の活性化を推進するために、各地域固有の自然環境を知る機会を提供する環境教育・環境学習の企画を検討します。



▲ワークショップの様子

施策3 | 緑の情報収集と発信の強化

市全域の自然環境調査の成果を活用し、環境教育や学習活動及び地域振興や体験交流等に資する情報を収集し、その情報を発信することで、市民の環境意識の向上を図ります。

②緑を守り・育てる地域のまちづくりの取組を育て、継続させていきます**施策1 | 市民活動の支援制度の充実**

環境資源を活用した自然とのふれあい等、体験交流事業の推進に取り組んでいる団体やボランティアの活動を支援するため、市民等と行政の協働を推進します。

施策2 | 環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化

本市では、様々な市民団体が緑に関する活動を実践しています。しかし、各団体が個別に活動していくだけでは、現在各団体が抱えている問題を解決することは難しい状況があります。そこで、情報の一元化や市ホームページ等での情報発信により、緑や環境に関わる個別の市民団体などの各主体のネットワークを構築します。



▲海岸清掃ボランティアの様子

施策3 | 事業者の環境保全行動の促進

環境分野における企業の社会貢献活動に対する情報提供などにより、企業のCSR活動や環境活動への積極的な参画を促進します。

施策4 | 市民活動に対する表彰制度

花づくりを通して、環境の美化、青少年の健全育成、地域づくりに顕著な功績のあった団体や学校を表彰する花のコンクールなど、緑化や緑の保全に関する取組を実践している個人や事業者などを表彰する制度を推進します。



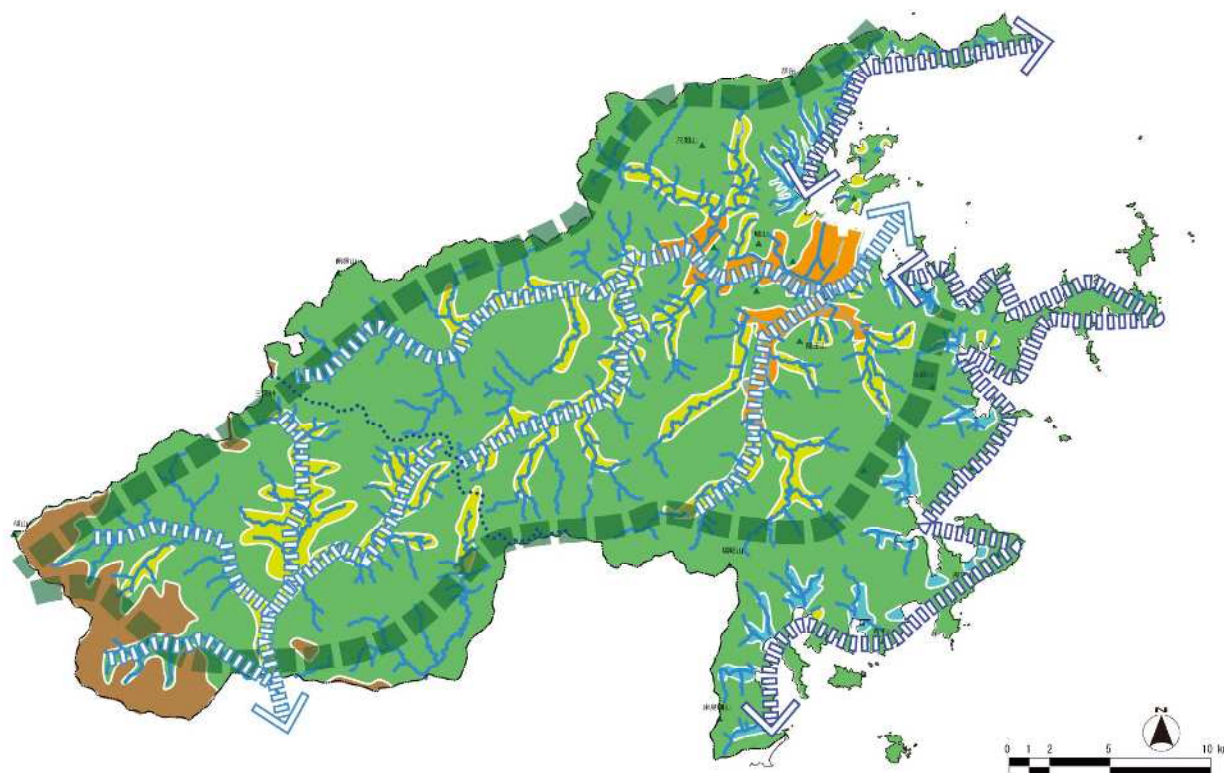
▲花のコンクール応募作品の例

4-4. 生物多様性への配慮に関する方針

本市の言い伝えである「さいきの殿さま浦でもつ 浦の恵みは山でもつ」は、自然のつながりが重要であることを意味しており、現在で言うエコロジカルネットワークと同義であるといえます。先人の教えを踏襲し、エコロジカルネットワークの構築と生物多様性の向上を図るため、以下を設定します。

①佐伯市元来の山・川・海のつながりを大切にし、生態系の保全を図ります

市全体で佐伯市元来の山・川・海をそれぞれ保全し、各場所での生物多様性の維持を図ります。また、山・川・海のつながりを、質を高めながら保全し、エコロジカルネットワークを維持し、生物多様性の向上を図ります。



▲ 市全体のエコロジカルネットワーク構築イメージ

②市街地内の生物多様性の向上を図ります

市街地内においては、山林が市街地を囲んでいることや自然の豊かさを体感できるよう、緑のストックを質・量の両面で高め、山・川・海の生物多様性の向上を図ります。

③生物多様性の向上を確認するための調査・分析を推進します

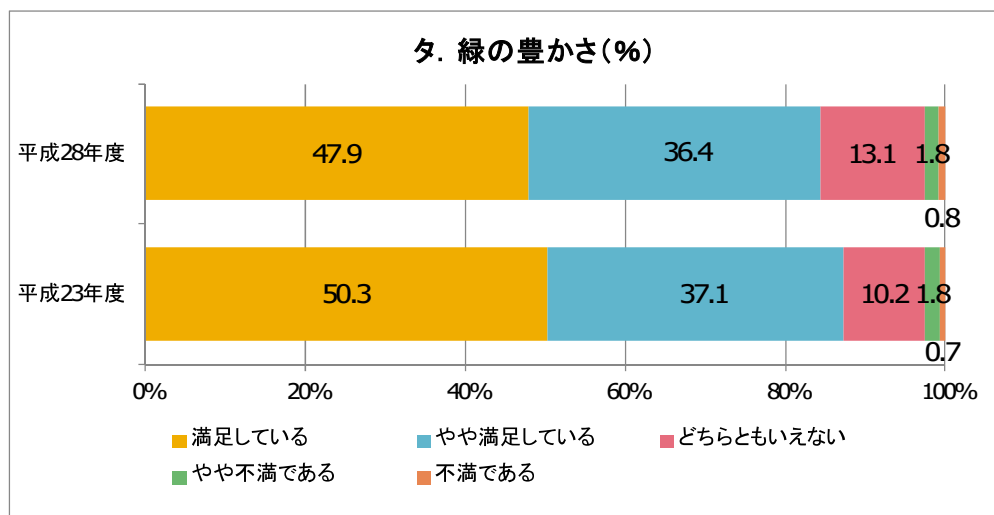
生物多様性の向上を確認するため、佐伯市環境計画（さいき 903エコプラン）に基づき、自然環境調査を定期的の実施し、種数や分布状況についてモニタリングを行います。

4-5. 計画の目標の設定

計画の方針等の達成度合いを把握するために、目標値を設定します。

目標値1：緑の豊かさに対する満足度

本計画の方針を踏まえ、緑を「守り」「整え」「生かし」「育てる」ことで、緑の質が向上し、市民の緑の豊かさに対する満足度が向上するものと考えられます。総合計画策定時に実施している緑の豊かさに対する満足度（かなり満足、やや満足の割合）を見ると、平成23年から平成28年にかけて減少傾向にあるため、この満足度を向上することが必要となります。そこで、目標年度における目標値を90.0%に設定します。



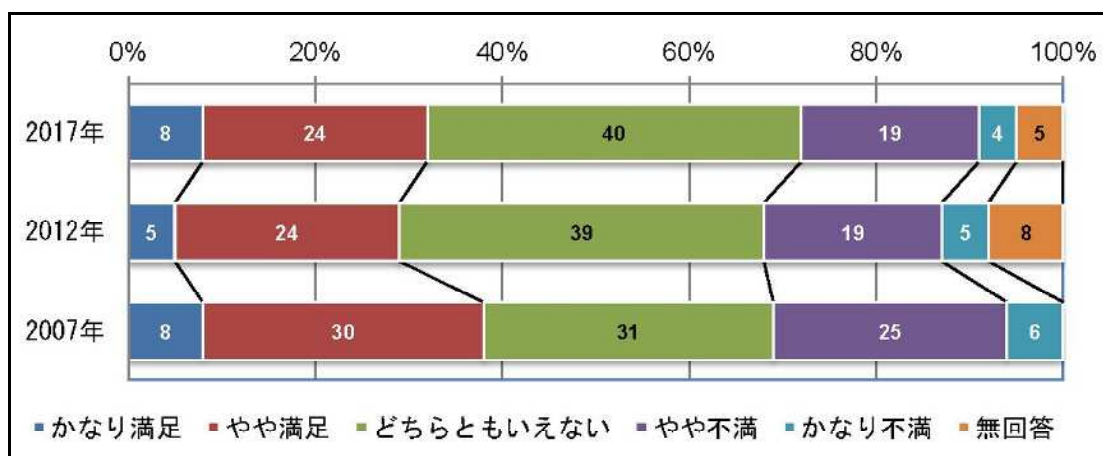
▲参考：総合計画策定時におけるアンケート調査結果



▲濃霞山から見た市街地（パノラマ撮影）

目標値2：公園の満足度（公園や野外レクリエーション地の充実）

市民 1人当たりの公園面積は、15.0㎡/人（令和 2年 2月末現在）であり、量としては充足していると考えられます。そこで、今後は公園・緑地の質の向上を図る必要があります。佐伯市環境計画（さいき 903エコプラン）の改定時の公園や野外レクリエーション地の充実に関するアンケート調査結果を見ると、満足度（かなり満足、やや満足の割合）は 31.4%となっています。今後、公園の質を向上させ、満足度の向上を図ることが必要となります。そこで、目標年度における目標値を 35.0%に設定します。



▲参考：佐伯市環境計画（さいき 903 エコプラン）策定時におけるアンケート調査結果



▲脇公園

第5章 重点プロジェクト

5-1. 緑化重点地区

緑化重点地区とは、緑のまちづくりのモデルとなる地区であり、以下の地区が対象として考えられます。

- 駅前等都市のシンボルとなる地区
- 市街地開発事業等の予定地区
- 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- 特に緑の少ない地区
- 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- 避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- 緑化の推進の住民意識が高い地区
- 緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

出典：新編 緑の基本計画ハンドブック

景観計画において山際周辺地区、船頭町地区に景観形成重点地区に指定し、きめ細やかなルール設定により、地区の特性に応じた景観形成を図ることとしています。

そこで、景観計画と連動・補完することで良好な景観形成を図ることを目指し、緑の基本計画では、上記 2地区と城山及び新たに拠点整備され大きくまちが変わりつつある大手前を包括的に緑化重点地区として設定します。

緑化重点地区のエリアは、古来より緑の拠点である城山を核として、周辺の良好な環境の保全及び創出を図るため、城山・山際周辺地区とこれから新たな機能を持ち緑の拠点となりうる大手前・船頭町地区の2つの地区を設定します。



▲緑化重点地区区域図

(1) 城山・山際周辺地区

①地区の現況

城山・山際周辺地区は、江戸時代に毛利高政により、城山に築かれた豊後佐伯城の城下町として開かれました。地区内は、番匠川とその支川や堀、墨壁等で城下と城外に区割されており、城山には石垣が残され、麓には武家屋敷や白壁の続く街並みが形成されています。また、この地区には往時の地割がよく残り、武家屋敷や薬医門、石畳の道、白壁の土塀、背後の城山と一体となり、格調の高い歴史的な街並み景観を形成しています。

緑の状況としては、山際通り沿いのサクラの並木道や各屋敷や神社の生け垣や敷地内の高木などにより、背景の城山の緑と併せて良好な景観が形成されています。



▲城山登山口



▲山際通り（佐伯城三の丸櫓門前）



▲山際通り（旧山中家跡前）



▲佐伯城跡



▲山際通り（旧秋山家の薬医門）



▲佐伯藩史料温故知新録二付図 御城並御城下絵図(元文三(1738)年)



▲城山（パノラマ撮影）

②地区の基本方針

■本市のシンボルであり、地区の背景となる緑豊かな城山の保全・管理・活用

- ・石垣が残る歴史的な環境とコジイなどの照葉樹林やムササビ・オオイタサンショウウオなどの生息域でもあり、本市のシンボルである城山は、佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針や景観形成重点地区、保安林指定による規制と連携し、豊かな自然環境の保全・管理・活用を図ります。
- ・また、佐伯市のランドマークである城山の価値を高めるために、佐伯城跡の石垣がある頂上部においては、自然環境と調和のとれた間伐及び剪定等を行い、石垣を見せることでさらなる魅力づくりに努めます。

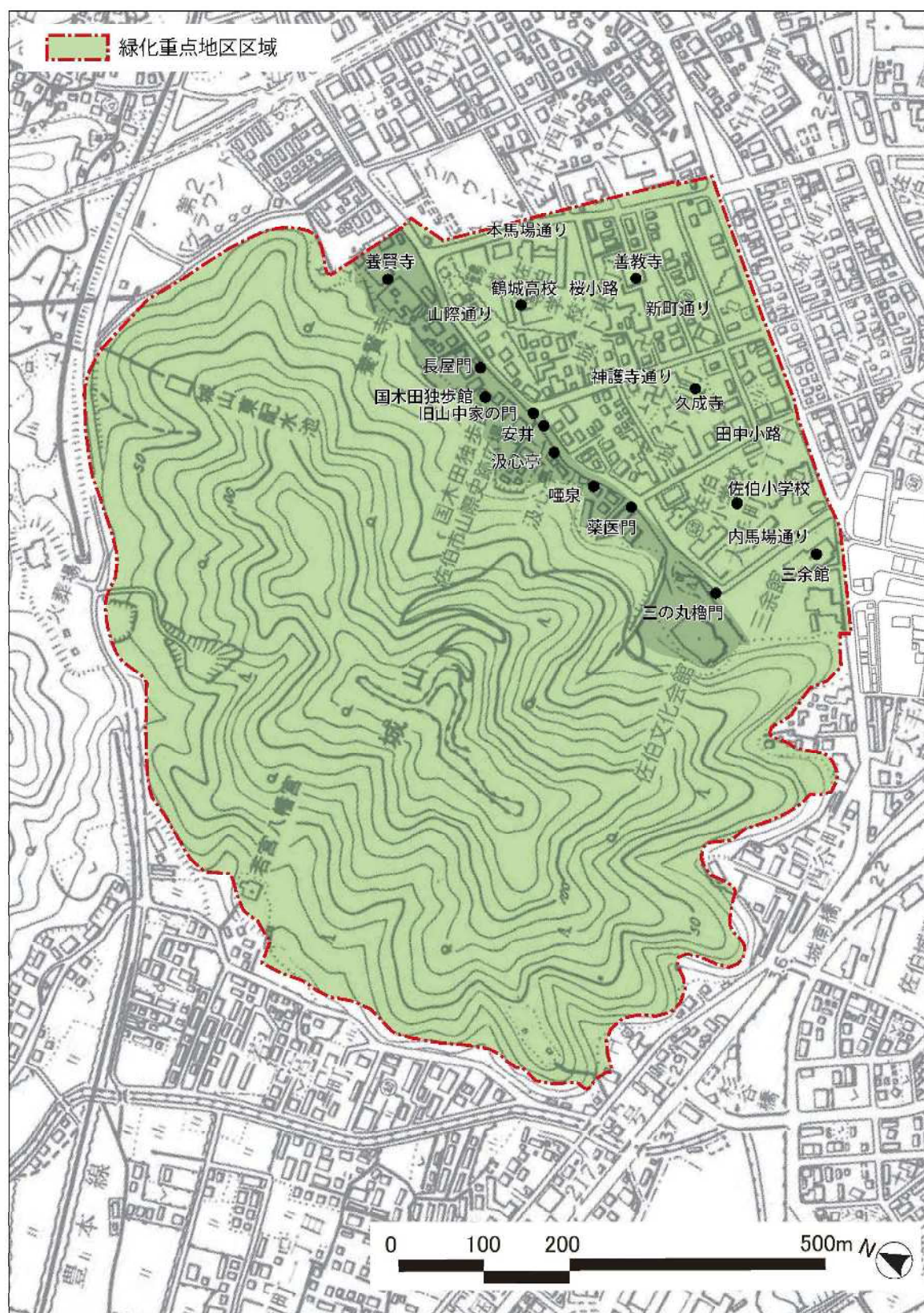
■四季の彩りを感じる緑豊かな街並み景観の形成

- ・養賢寺のイチヨウ、モチノキなど重要な景観資源である樹木の保護・保存に努めるとともに、山際通りの桜並木や馬場の松、紅葉など街路樹の適切な維持管理を継続し、四季の彩りを感じることができる街並み景観の保全・形成を図ります。



▲緑豊かな街並み景観のイメージ

③区域図



▲城山・山際周辺地区区域図

(2) 大手前・船頭町地区

①地区の現況

大手前地区は、古くより佐伯市の中心地であり、現在はさいき城山桜ホールなどの新たな拠点となる施設の整備が進み、新たな機能を持った中心地となる場所です。船頭町地区は、豊後佐伯城の城下町に品物をおろす商人の町として栄えた地区であり、現在も住吉神社や大日寺などの神社・仏閣や昔ながらの商店、旅館、酒造所などの通りを象徴する建造物や船着き場跡などが残されており、商人町の風情を感じることでできる景観が形成されています。

緑の状況としては、建物壁面が道路際にあり、緑の多い状況とは言えませんが、各建物の際にプランター等が置かれ、通りの雰囲気向上に対する工夫をしています。また、中江川沿いにはサクラ並木があり、河川と併せて四季を感じることができます。



▲京町通り



▲京町通り



▲本丁通り



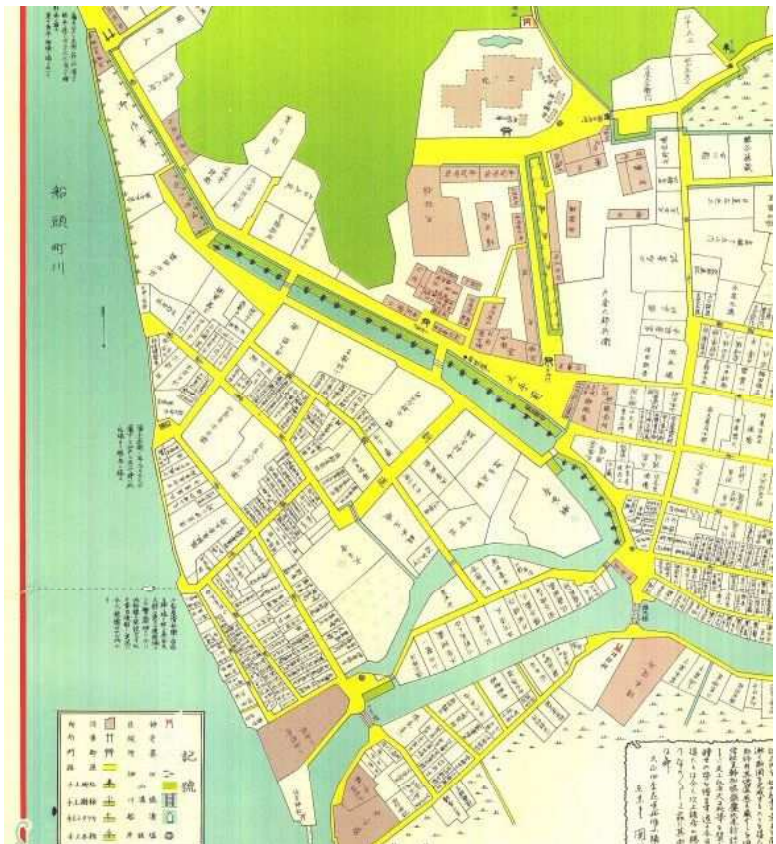
▲住吉神社



▲大手前バス停留所周辺



▲大手前の道路美装化



▲明治四年頃佐伯藩時代屋敷図（船頭町地区抜粋）

②地区の基本方針

■新たなまちが形成される大手前地区の緑化の推進

- ・さいき城山桜ホールや佐伯市大手前情報発信館などの公共施設や広場をはじめ、民有地についても城山を中心とした緑の連続性を創出するため、大手前地区の緑化の推進を図ります。



▲大手前の緑化推進のイメージ

■四季の彩りを感じる緑豊かな景観の形成

- ・県指定の特別保護樹木に指定されている住吉ロータリーのクスノキなど重要な景観資源である樹木の保護・保存に努めるとともに、中江川沿いの桜並木など街路樹の適切な維持管理を継続し、四季の彩りを感じることができる街並み景観の保全・形成を図ります。
- ・歩行者からの眺めに配慮し、敷地内緑化等による通りの彩りを演出する工夫を施し、通りの魅力の向上を図ります。



▲中江川沿いの桜並木



▲住吉ロータリーのクスノキ

③区域図



▲大手前・船頭町地区区域図

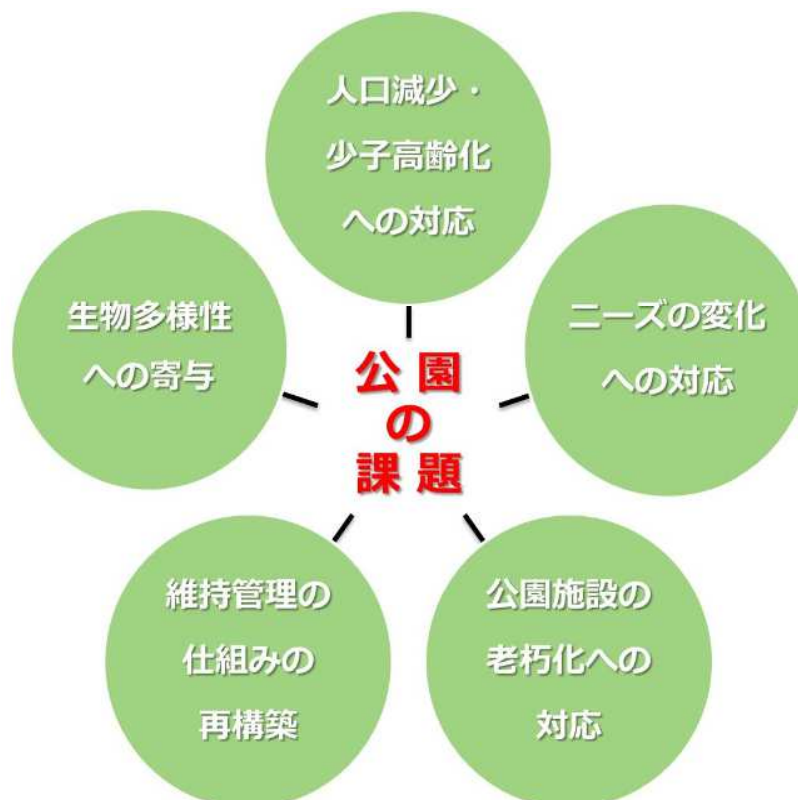
5-2. 都市公園整備プログラム

(1) 公園の課題

公園・緑地は、都市に必要な環境基盤として多くの生物の生息・生育の場となるとともに、都市住民の憩いの場、多様なレクリエーションの場、災害発生時の避難地や避難路、地域固有の美しい風景・景観の形成等に大きな役割を果たすために、これまで整備されてきました。しかし、社会状況は大きく変化しており、本市においても人口は減少傾向にあり、高齢化率も高くなっています。また、公園自体も老朽化が進行しており、各施設が更新時期を迎えています。このように公園を取り巻く状況は大きく変化を迎え、転換期が訪れています。

さらに、国交省においても、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ（平成 28年 5月）」において、都市公園の今後の方向性として、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つが示されています。

そのような背景の中、社会情勢の変化などから発生している公園の課題を解決するために、市民のニーズを把握・調整しながら、一つひとつの公園をそれぞれオーダーメイドで市民と作り上げ、公園に対する愛着を醸成することが必要です。



(2) 公園整備の方針

①地域のニーズに応じた日常的に使われる公園整備を推進します

地域の方々が日常的に使い、賑わいが生まれることで、更に公園の魅力が向上すると考えられます。そのため、地域の住民や子どもとワークショップなどにより、ニーズの把握を行い、協働による公園の整備を推進します。また、地域の特性や歴史、景観に配慮した利用者に愛着を持たれる公園の整備を推進します。



▲公園ワークショップ

②公園整備により、周辺へ波及効果を生む公園整備を推進します

継続的に魅力が持続し、整備された地域に対して効果が波及するような公園を目指します。また、多言語対応のユニバーサルデザインやバリアフリーの導入、休憩・便益施設の整備など、多様な人々が使いやすい公園となるように配慮します。



▲濃霞山公園のサイン

③新たな公園整備と既存公園の再編・再生、長寿命化を図ります

市民のニーズや社会情勢の変化、将来のまちづくりの進展に合わせつつ、都市公園やその他公園の配置状況を鑑み、公園等が不足している場所の公園整備を検討します。

また、現状整備されている公園は、整備から相当年経過していることから、公園機能の再編・再生や公園施設等長寿命化計画に基づき、公園の長寿命化を図ります。

（３）活用・維持管理の方針

①公園を使いこなす仕組みの構築を図ります

公園を様々な使い方ができるような仕組みやルールを考え、ハード整備に依存せずに公園を使いこなすことで、公園の魅力の向上を図ります。

②協働による公園の管理を推進します

公園の管理を行政だけでなく、自治会やシルバー人材、民間企業など様々な主体と協働して維持管理する仕組みの構築を図ります。それにより、質の高い維持管理を実現し、公園の魅力向上を図ります。

（４）都市公園の重点施策

都市公園の魅力を増大させ、魅力ある公園を実現するために、以下の施策を実施します。

都市公園施策-1 | 都市公園の整備

新設の公園の整備にあたっては、地域住民とのワークショップを通してニーズを把握しつつ、検討を進めます。また、既存の関連計画に基づき、今ある公園に関しても利用向上に資する公園整備を図ります。

都市公園施策-2 | 未整備都市計画公園の整理

都市計画決定された公園のうち、長期未整備の都市計画公園について、社会情勢の変化や将来のまちづくりの進展に合わせた配置や整備などの検討を行います。

これらの施策を踏まえ、以下の都市公園を優先的に整備します。

【優先整備公園】

- | | |
|----------|-------------|
| ● 都市計画公園 | 濃霞山公園 |
| ● 都市公園 | 城山歴史公園 |
| ● 都市公園 | 八幡地区の公園（新規） |

（５）市民参加による公園整備プログラムの考え方

公園の直面する課題を踏まえ、今後整備する公園に市民の声を十分に取り入れ、より質の高いものとするため、市民参加による公園整備を推進します。市民参加による公園整備は、取組を継続的に実施することが重要です。そこで、市民参加による公園整備の各段階による考え方を以下に示します。

【企画・検討の段階】

企画・検討の段階は、市民のニーズと一緒に考えながら、将来の理想像について考える段階です。そのため、以下の5つのステップで検討を進めていきます。

ステップ１：地域の現状・特徴を知る

公園の将来像を考える前に、まずは、公園を作る地域の現状や課題、特徴を知ることが重要です。公園の範囲だけでなく、周りにどのような公園があるのか、地域の植栽、防災の状況など、多角的な視点で、地域を知ることがステップ１で実施します。

ステップ２：地域の現状・特徴を地図にする

市民・行政で共有するためにステップ１で整理した内容を地図に整理します。地図は、地域単位、公園の周囲のみなど、様々なスケールのものを用意し、市民と一緒に議論をしながらつくることが望ましいです。

ステップ３：使い方・将来像を考える

ステップ２までに整理した地域、公園の現状を踏まえ、新たな公園がどのような場所となるのが望ましいかを考えるのがステップ３です。ステップ３では、誰が、いつ、どのようなことをしたいのかを、子どもや高齢者、子育て世代の目線で考えていくことが重要です。また、将来像は、誰もが共有できるキーワードや基本理念としてまとめることが望ましいです。

ステップ４：複数の整備の方向性を考える

ステップ３で決定した使い方や将来像を実現するため、公園内のゾーニングや施設配置、動線検討を行います。この配置等の検討では１つの案ではなく、複数の案を作成し、比較検討しながら１つの案に絞っていく方法が望ましいです。

ステップ５：できた後の関わり方を考える

整備に関する最終案ができた後、完成した後に市民がどのように関わっていけるのかを一緒に考えることが重要です。考えて終わりではなく、使い続けられる公園となるように市民・行政が一緒になり考えていきます。

【工事の段階】

工事の段階は、市民と一緒に考えてきたことを実現する段階ですが、ここでも可能な限り市民参加を促すことで、公園と一緒につくるという一体感が生まれます。そのため、以下の方法を工事段階では検討します。

芝生張りや植樹など市民が参画できることを一緒にする

工事の段階で市民が参画できるのは、危険が伴わず、専門家の知識があれば一緒にできる作業です。例えば、広場の芝生張りや、植樹などを専門業者の協力を得ながら実施することが考えられます。

【完成後の段階】

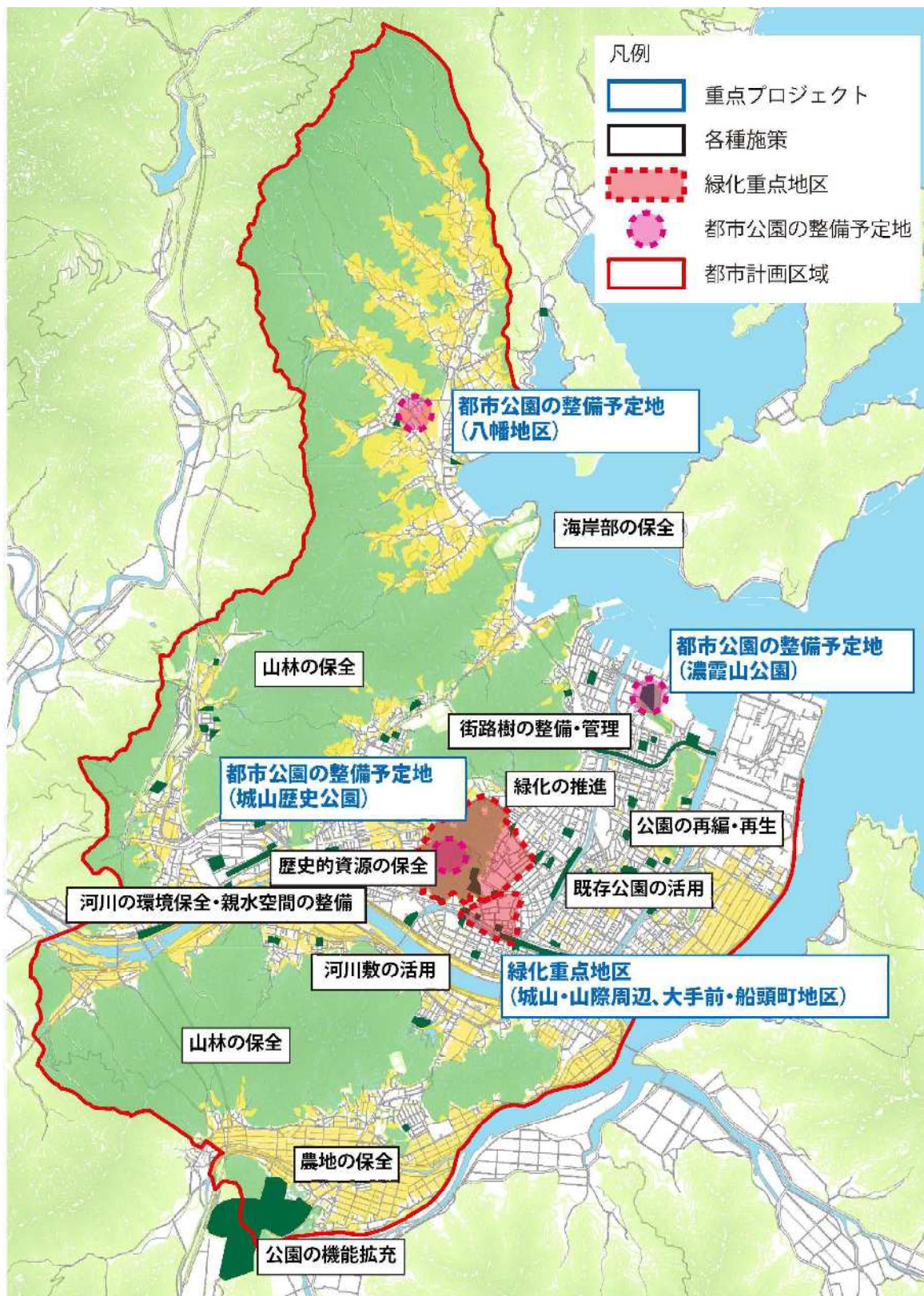
完成後は、一緒につくった公園を永く使いこなすことが重要です。そこで、以下のことを完成後の段階では検討します。

清掃やイベントの開催など、使いこなし方を考える

完成イベントや年に1回のお祭りなど、イベントなどを行うことにより、公園の認知度を上げることができます。一方、日常的な利用においても、公園の使いこなし方を考えるワークショップなどを定期的実施することが望ましいと考えます。

5-3. 都市計画区域の緑の方針図

施策及び重点プロジェクトを踏まえ、都市計画区域内の緑の施策の方向性を示します。



▲都市計画区域の緑の方針図

資料編

資料１：その他公園リスト

名称	条例	公園種別
神の井公園		
マリノポリス記念公園		
瀬会公園	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設	
暁嵐公園		
小半森林公園キャンプ場	佐伯市小半森林公園キャンプ場	
宮ノ越遊水公園		
うめキャンプ村		
旧宇目役場裏公園		自然公園
さとやま公園（小野市）		自然公園
さとやま公園（千束）		自然公園
椿原公園		自然公園
天神原自然公園		自然公園
体験公園亀の甲なおかわ	佐伯市体験公園亀の甲なおかわ	
直川憩いの森公園	佐伯市直川憩いの森公園	
鶴御崎自然公園		自然公園
丹賀砲台園地	佐伯市丹賀砲台園地	
空の公園		
たかひら展望公園		
仙崎公園		
蒲戸崎自然公園		
山王公園	佐伯市山王河川公園	
番匠河川公園	佐伯市本匠番匠川河川公園	
弥生番匠公園	佐伯市弥生番匠公園	
粟嶋公園		児童公園
竹野浦公園		児童公園
チビッコ公園		児童公園
色利ふれあい公園		児童公園
さくら公園		児童公園
宮野浦公園		児童公園
八匹原農村公園		農村公園
佐伯市宇目蔵小野砦史跡公園	佐伯市宇目蔵小野砦史跡公園	史跡公園
佐伯市山際史跡広場	佐伯市山際史跡広場	史跡公園
池船スポーツ公園	佐伯市池船スポーツ公園	スポーツ公園
稲垣スポーツ公園	佐伯市稲垣スポーツ公園	スポーツ公園
上浦スポーツ公園	佐伯市上浦スポーツ公園	スポーツ公園
弥生スポーツ公園	佐伯市弥生スポーツ公園	スポーツ公園
宇目スポーツ公園	佐伯市宇目スポーツ公園	スポーツ公園
直川スポーツ公園	佐伯市直川スポーツ公園	スポーツ公園
鶴見スポーツ公園	佐伯市鶴見スポーツ公園	スポーツ公園
米水津スポーツ公園	佐伯市米水津スポーツ公園	スポーツ公園
上岡スポーツ公園	佐伯市上岡スポーツ公園	
本匠西スポーツ公園	佐伯市本匠西スポーツ公園	
本匠東スポーツ公園		
猪串コミュニティパーク		
代後公園	代後公園	
大手前野外劇場		
鶴望字年ノ神公園		
鶴望字中ノ原公園		
鶴望字山入公園		
稲垣字四反田公園		
稲垣字ハリ原公園		
稲垣字迫下公園		
稲垣字迫公園		
かさむら公園		
小崎台公園		

名称	条例	公園種別
野岡緑道ふれあい広場		緑道
中村公園	中村公園	その他公園
野岡第二公園		その他
西上浦ふれあい広場	西上浦ふれあい広場	その他
中川高水敷緑地		緑地
住吉アクアガーデン		都市緑地
長島緑地		緑地
菖蒲園		
中山墓園		墓園
西谷駐車場緑地	西谷駐車場緑地	緑地
西谷緑地	西谷緑地	緑地
上岡緑地		植栽敷
向渡町公園		その他
大手前野外劇場	大手前野外劇場	その他
津志河内農村公園	津志河内農村公園	農村公園
小島農村公園	小島農村公園	農村公園
大中尾農村公園	大中尾農村公園	農村公園
尺間第 ㊦ 農村公園	尺間第 ㊦ 農村公園	農村公園
宇津々農村公園	宇津々農村公園	農村公園
向船場農村公園	向船場農村公園	農村公園
田鶴音農村公園	田鶴音農村公園	農村公園
吹浦農村公園	吹浦農村公園	農村公園
佐伯市上浦農村公園	佐伯市上浦農村公園	農村公園
尺間第 1 公園		農村公園
本匠カップ公園		農村公園
葛原運動公園		農村公園
護江公園		漁港公園
二栄漁港環境施設		漁港公園
大入島漁港広場施設		漁港公園
浅海井地区漁港海岸環境施設		漁港公園
福泊漁港緑地広場施設		漁港公園
沖松浦漁港公園		漁港公園
吹浦環境施設		漁港公園
有明漁港環境施設		漁港公園
梶寄漁港公園		漁港公園
色宮漁港おもいで公園		漁港公園
小浦漁港ふれあい公園		漁港公園
おさかな公園		漁港公園
西野先漁港公園		漁港公園
畑野浦漁港公園		漁港公園
楠本漁港公園		漁港公園
尾浦緑地広場		漁港公園
波当津漁港公園		漁港公園
絆の森森林公園		
カンガルー広場		
彦の杜山村広場	佐伯市彦の杜山村広場	自然公園
黒沢地区健康増進広場		緑地広場
戊申森林公園	佐伯市弥生戊申森林公園	自然公園
柊牟礼山村広場	佐伯市柊牟礼山村広場	自然公園
床木ダム緑地広場	佐伯市床木ダム緑地広場	緑地広場
四季の森		自然公園
八匹原森林公園		自然公園
佐伯市小半ふれあい広場	佐伯市小半ふれあい広場	
佐伯市鶴見農村多目的広場	佐伯市鶴見農村多目的広場	
市営住宅の公園		

資料 2：佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会設置要綱及び委員名簿

(1) 佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 景観法に基づく佐伯市景観計画（以下「景観計画」という。）、及び都市緑地法に基づく佐伯市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の制定にあたり、本市の良好な景観形成及び緑地の適正な保全・推進に資するものとして幅広い観点から検討を行うため、佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観計画及び緑の基本計画の調査研究に関すること。
- (2) 景観計画及び緑の基本計画の策定に関すること。
- (3) その他前 2 号に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員 15 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者及び市民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員長は委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を遂行する。

6 委員の任期は、景観計画及び緑の基本計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席議員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決定するところとする。

4 議長は出席委員の同意を得た上で、必要と認める者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

附 則

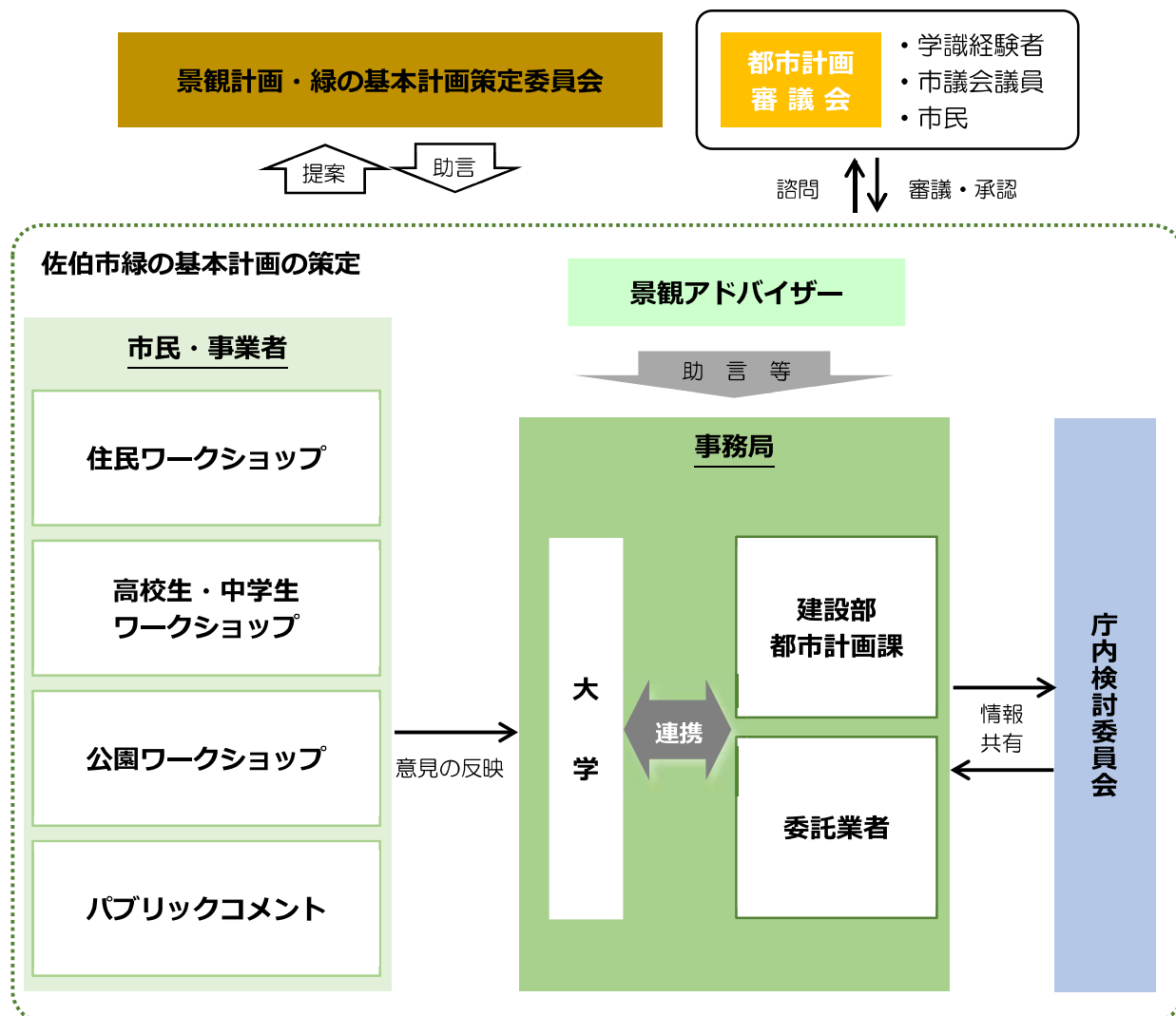
この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

(2) 佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等	備考
学識経験者	佐 藤 誠 治	まちづくり研究所主宰 大分大学名誉教授	会長 大分県景観アドバイザー
	姫 野 由 香	大分大学理工学部創生工学科 建築学コース 助教	大分県景観アドバイザー
	柴 田 久	福岡大学工学部社会デザイン 工学科 教授	大分県景観アドバイザー
団体等の代表 者 及び市民代表 者	谷 川 憲 一	佐伯商工会議所 会頭	
	北 口 芳 康	大分県建築士会佐伯支部	
	近 藤 博 行	JR佐伯駅 駅長	平成 29年度
	石 川 周 治	JR佐伯駅 駅長	平成 30年度～
	岩 佐 礼 子	佐伯市教育委員会 委員	
	真 柴 茂 彦	佐伯市自然環境調査会 会長	
	佐 藤 巧	佐伯史談会 会長	
	古 谷 俊 之	佐伯市立彦陽中学校 校長	
	橋 本 正 恵	佐伯市観光協会 会長	平成 30年度～
関係行政機関	湯 地 三子弘	大分県佐伯市土木事務所 所長	平成 29年度
	渡 辺 輝 光	大分県佐伯市土木事務所 所長	平成 30年度～
	那 須 祐 介	大分県 都市・まちづくり推進課 課長補佐	平成 29年度
	河 部 明 美	大分県 都市・まちづくり推進課 主幹（総括）	平成 30年度～
	阿 部 邦 和	佐伯市副市長	平成 29～30年度
	菅 隆 久	佐伯市副市長	平成 31年度 (令和元年度)～

資料 3：佐伯市緑の基本計画策定までの流れ

(1) 計画策定体制



(2) 計画策定までの経緯

年月日	内容
平成 30年 3月 29日	第 1回佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会
平成 30年 6月 26日	第 1回住民ワークショップ（浦エリア）
平成 30年 6月 28日	第 1回住民ワークショップ（里エリア）
平成 30年 7月 12日	高校生・中学生ワークショップ（浦エリア） 【参加校：蒲江翔南学園】 高校生・中学生ワークショップ（里エリア） 【参加校：宇目緑豊中学校】
平成 30年 7月 15日	高校生・中学生ワークショップ（街エリア） 【参加校：佐伯鶴城高校、佐伯豊南高校、日本文理大学附属高校】 第 1回住民ワークショップ（街エリア）
平成 30年 9月 11日	第 2回住民ワークショップ（浦エリア）
平成 30年 9月 13日	第 2回住民ワークショップ（里エリア）
平成 30年 10月 2日	第 2回佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会
平成 30年 11月 23日	第 2回住民ワークショップ（街エリア）
平成 30年 11月 26日	公園ワークショップの事前授業 【参加校：彦陽中学校】
平成 30年 12月 6日	第 1回公園ワークショップ 【参加校：彦陽中学校】
平成 30年 1月 31日	第 3回佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会
平成 31年 3月 4日	第 3回住民ワークショップ（浦エリア）
平成 31年 3月 6日	第 3回住民ワークショップ（里エリア）
平成 31年 3月 8日	第 3回住民ワークショップ（街エリア）
令和 元 年 7月 10日	第 4回佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会
令和 元 年 12月 3日	第 5回佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会
令和 元 年 12月 25日～ 令和 2 年 1月 24日	佐伯市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
令和 2 年 1月 28日	第 6回佐伯市景観計画及び緑の基本計画策定委員会

佐伯市緑の基本計画

令和 2 年 3 月 策定

編集・発行 佐伯市 建設部 都市計画課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

TEL:0972-22-3111

FAX:0972-24-2615

MAIL:keikaku-kukaku@city.saiki.lg.jp



佐伯市